公益社団法人 日本柔道整復師会・機関誌

日整広報

Feel!Go!

VOL. 249

2019 / 5 春号

公益社団法人日本柔道整復師会

www.shadan-nissei.or.jp

公認100周年記念事業「匠の技 伝承プロジェクト」

ケガは接骨院（整骨院）へ

日本が認めて百年の資格

柔道整復伝統の技術

大正九年、日本の柔道家たちは一度とだえた日本古来の施術法、柔道整復術を復活させました。
あれから百年がすぎ、柔道整復術は日本が認めた資格として現代医療に貢献しています。
私たち公益社団法人　日本柔道整復師会は、
独自の伝統を守りながら新しい時代設計を念頭にモラルの低下を防ぎ、
未来への改革を進めてまいります。

匠の技 伝承プロジェクト

ここに
公益社団法人 日本柔道整復師会は
「匠の技」復活宣言をするものである。

確かな技術・知識・誇り、さらに公益という
モラルを備え持った柔道整復師が地域で施術にあたり、
社会に貢献できる仕組みの構築を必ず実現します。

公益社団法人 日本柔道整復師会 会長
工藤 鉄男

“匠の技 伝承プロジェクト”
公益社団法人日本柔道整復師会『柔道整復術公認１００年記念』の一環として、日本伝統医療継承事業による骨折、脱臼の徒手整復・固定、後療及び超音波観察装置（エコー）実技研修を各地域で行い、確かな知識と技術を継承し後世に伝承できる柔道整復師の育成を目指します。

公益社団法人
日本柔道整復師会
〒110-0007 東京都台東区上野公園16-9
電話 03-3821-3511（代表）

目次

2019 春号

巻頭言
2 伝統の継承と発信
副会長　萩原　正和

日整社団設立65周年記念式典
4 831名が栄えある受賞

柔道整復術公認100周年祝賀会
安倍首相から期待のメッセージ

全国会長会報告
6 公益社団47柔整師会は統一運営を

柔道整復術公認100周年記念事業
14 「匠の技 伝承」プロジェクト始動！

19 平成31年度日整主催学術大会一覧・平成31年度周年記念式典開催日
日整会長学術賞 3 名が受賞・第27回柔道整復師国家試験の合格発表について

特別連載
20 柔道整復師のための楽しい統計学

22 理事会だより

26 平成30年度 柔道整復療養費及び施術料金の実態調査

28 会務執行状況

30 平成30年度　柔道整復師養成学校　優等卒業生

31 第46回 日整親善ゴルフ大会開催のご案内

32 第41回関東学術大会　茨城大会

33 本の紹介　健康長寿の医者が教える　人の名前が出てこなくなったときに読む本

34 Information

35 日整文芸

36 四季の風

●WebPage　日整ホームページ http://www.shadan-nissei.or.jp/
トップページの最新情報、健康情報誌「日整広報Feel!Go!」VOL.249または「日整広報誌バックナンバー」から入り当ナンバー広報誌をクリックしてご覧ください。QRコードもご利用ください。

伝統の継承と発信

公益社団法人日本柔道整復師会
副会長 ◆ 萩原　正和

まぶしい日差しが続く中、ゴールデンウィークをどう過ごされましたでしょうか。花々、虫たちの活動、顔をかすめるさわやかな風、そして穏やかな斜光、どこを切り取っても活力にあふれるこの季節は、自然界から伸びようとする生命力が後押ししてくれる感じがあり、何かを新たに始めようとする気分にさせてくれます。この季節になると、日本の新年度が、他国と違い４月に設定されているのも、日本人ならではの特性なのだろう、と改めて実感します。

この晴れやかな季節とともに日本の新たな元号が始まりましたが、会員の皆様におかれましては、日頃より日整の事業活動に対し、ご理解とご協力をいただいておりますことを、心より感謝申し上げます。

３月７日に、公益社団法人日本柔道整復師会の社団設立65周年式典と、来年の東京オリンピック・パラリンピック開催という大きなイベントと重なるため１年前倒しで行った柔道整復術公認100周年記念祝賀会を無事に終了しました（正式な柔道整復術公認日は1920年４月21日）。また、先人の諸先輩方、国民の皆様方など多くの方々に支えられて迎えることができた、この華々しい祝事である年が、おそれ多くも天皇陛下のご退位と新天皇陛下のご即位、平成から令和へ改号された国民的祝賀年と重なることは、なんとも不思議なご縁を感じずにはいられません。特に私は幼少期より、祖父である萩原七郎が日本全国を駆け回り、柔道整復師の諸先輩方を説得し、柔道接骨術公認期成会を立ち上げ、政府へ嘆願書を出したり私財を投じて柔道接骨術普及活動を行ったりしたことなどの苦労話を父より聞いて育ちましたので、この100周年記念日を迎えるにあたり、それらの記憶が走馬灯のように頭の先からつま先まで駆け巡り、魂が揺さぶられる思いでした。

また同時に、これからも柔道整復術が150年、200年と続くよう、日本での地盤を強固に、そして世界への発信をしていけるようしっかりと日整執行部の一員として働かなくては、と改めて確認する、とても素晴らしい機会となりました。

長年、人々から必要とされ続ける柔道整復術を維持していくためには、知識と技術の習得、そして継承が必要となります。それを踏まえ、この柔道整復術公認100周年を記念し、日整学術教育部による「匠の技 伝承」プロジェクトが始動しました。工藤鉄男会長の肝いりで始めたこの

プロジェクトは、日整から次世代の柔道整復師へ向けた技術知識のプレゼントとなります。養成校では学ぶことのできない様々な技術・知識・経験を持つ柔道整復師から学べる貴重な機会です。この経験を通じ、その技を自分のものに習得できれば柔道整復師として生涯の大きな財産となることでしょう。この機会に、患者さんや地域社会のために、さらに1段階レベルを上げた柔道整復師として活躍できることを目指してぜひともご参加ください。

このプロジェクトは、実技講義も伴うため各回の参加人数に制限がありますが、伝統技術の普及を目的としておりますので、今後5～10年の長期にわたり毎年開催する予定です。初回に参加できなかった方にもまだチャンスがありますので、ご安心ください。

また、受講された会員はそれぞれの地域住民に貢献するだけでなく、その技術知識を地元の柔道整復師の方々へ還元し伝え広めていく役割も担っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日整渉外部による国際事業では、JICAへのベトナムでの柔道整復術普及や柔道整復制度の創設も視野に入れた活動を目的とした平成30年度申請は残念ながら不採択の結果となりました。しかし引き続き国際医療技術財団と協力して準備を行い、今年度に再度、国際医療技術財団を通じ申請を提出の予定です。ベトナムは、非常に外傷の多い国といわれる一方で、物資が限られており、そうした中での活動になります。モンゴルと同様、柔道整復師としての真の治療家の実力とともに、柔道整復術を普及する力も問われることとなるでしょう。またベトナム人医師の日本での研修も計画しておりますので、申請が受理された折には様々な形での参与をいただきますようご協力をお願いいたします。

同じく日整渉外部により、日整ホームページの一新もされました。日整の活動や柔道整復師にまつわる情報はもちろん、日整学生応援サイトでは学生を含む多くの方々に見てもらえるように超音波画像、テーピング、国家試験練習問題など学術系の情報も多く盛り込みましたので、ぜひご覧ください。

これらの情報は順次増やしていく予定です。ぜひ定期的にアクセスをして、役に立てていただければと思います。新しいホームページをきっかけに、日整にもっと関心を持っていただき、より身近に感じてもらうことができれば大変嬉しく思います。

またこのたび、保険部を中心として8年ぶりに『柔道整復療養費の手引き（第9版)』を3月に発刊しました。日常の業務で活用していただけるよう、改訂項目などわかりやすく表示し、困った時に探しやすい工夫もしておりますので、ぜひともお役立てください。

今年度は、日整役員改選の時期となり、新執行部での事業展開となりますが、日整は多方面にわたる公益活動を通じ、国民より評価され、支持される業界となるべく、邁進していきます。会員皆様方のさらなるご理解・ご支援・ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日整社団設立65周年記念式典

831名が栄えある受賞

柔道整復術公認100周年記念祝賀会

安倍首相から期待のメッセージ

柔道整復師の職業は、大正９(1920)年に柔道整復術として公認されてから100周年を迎えようとしている。その間には、講道館柔道の創始者である嘉納治五郎氏をはじめ、多くの柔道家の並々ならぬ尽力があった。その記念祝賀会を公益社団法人日本柔道整復師会(以下、日整)が「社団法人設立65周年記念式典」に併せ、平成31(2019)年３月７日(木)に「パレスホテル東京」において盛大に開催した。

記念式典の席上では831名が受賞の栄に浴した。また祝賀会では、各界各層より迎えた多数の来賓と日整会員、会員外の柔道整復師らも併せ、総勢420名が未来を志す場として集い、心を一にしてさらなる発展を誓い合った。

工藤鉄男日整会長は式辞と祝賀会の挨拶で、明治維新以降に消滅の危機を迎えた接骨業が柔道整復術として公認され、現在に至るまでの経緯を話し、苦難の道を切り拓いた先達に深甚なる敬意と感謝を表した。そして改元とともに始まる新たな時代に向けての取り組みについて語った。それは先達から受け継がれてきた骨折と脱臼の整復技術の向上を目指し、次代を担う柔道整復師に継承していく事業、「匠の技 伝承」プロジェクトとして４月からスタートすることも伝えられた。

式典での祝辞は、根本匠厚生労働大臣の名代として同省の鈴木康裕医務技監が代読され、高齢化がさらに進む中での我々の役割として、良質な施術の提供を願われた。式典終了後、吉田学厚生労働省医政局長による「少子高齢社会と社会保障～2025年と2040年～」と題した特別記念講演があり、「高齢化が進む中、柔道整復術の重要性が増しており、柔道整復師の果たす役割や国民の期待は、今後ますます大きくなっていくものと考えている」と述べられた。

祝賀会では、はじめに柔道整復術の歴史と活動を紹介する圧巻のオープニングビデオを上映。そして祝辞のトップを切ったのは、安倍晋三内閣総理大臣・自由民主党総裁のビデオメッセージだった。壇上左右を飾る大型スクリーンにて、公認100周年への褒辞をいただいた。その中で「私が目指す生涯現役社会の実現に不可欠な存在であり、柔道整復術がこれから多くの国民から支持されることを願っております」と期待を寄せられた。

次に元衆議院議長で日整顧問団世話人会代表の伊吹文明衆議院議員、前厚生労働大臣の加藤勝信衆議院議員、横倉義武日本医師会長の名代として今村聡副会長、根本匠厚生労働大臣の名代として樽見英樹保険局長、駐日モンゴル国特命全権大使のダンバダルジャー・バッチジャルガル氏と続いた。

以上の皆様からの祝辞に続き、万感の思いを込めた公認100周年の歴史を振り返る動画が放映された。次に、公益財団法人講道館の上村春樹館長により声高らかに祝杯が挙げられた。その後も多くのご来賓の皆様から自己紹介とご挨拶を頂戴した。

最後に、日本柔道整復師会コンプライアンス委員で、内閣法制局参事官、大蔵省造幣局長を歴任されたブレークモア法律事務所の志田康雄顧問弁護士が万歳三唱の音頭を取り、萩原正和・松岡保の両副会長も両脇に立ち、声高らかに万歳三唱が行われた。

式辞

苦難の道、切り拓いた先達に感謝

公益社団法人日本柔道整復師会　**工藤鉄男**

春爛漫の今日の良き日に、日本柔道整復師会が社団法人設立65周年を迎えるにあたり、かくも盛大な記念式典を挙行できますことを、衷心より御礼申し上げます。また、本日はご来賓として、公私ともにご多用の中、厚生労働省医務技監の鈴木康裕様に根本匠厚生労働大臣の名代としてご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。さらに、本日、厚生労働大臣表彰をはじめ、本会の表彰の栄に浴される会員の皆様、誠におめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

私どもが業とする柔道整復術は、日本への西洋医学の導入がさかんに行われた明治時代に、伝統的療法の規制において医師でなければ接骨業を開業することができない時代がありました。大正２年、一度は途絶えかけた「接骨術」の復活を願い、柔道接骨術公認期成会会長の竹岡宇三郎氏、東京府柔道整復師会会長の萩原七郎氏を筆頭に多数の柔術家と柔道家が、積極的な活動を行いました。

当時、この窮状を憂いていた近代柔道の創始者、講道館館長･嘉納治五郎師範が活動に賛助し、講道館柔道指南役十段･山下義韶氏を「接骨術営業」すなわち「柔道整復術」公認を目指す活動の代表請願者といたしました。このような活動が実り、大正９(1920)年に「接骨術」は「柔道整復術」として国より公認を受け見事に復活を果たすことができました。

今、100年の時を経て、柔道整復術は日本が認めた資格として皆様に認知され、地域に密着した医療の一端を担う接骨院（整骨院）として国民の医療に貢献し、定着しております。先ほど申し上げましたように、先達の柔道整復師による血の滲むような事績があって、幾多の困難を乗り越えて今に至ったことに敬意を払わなければなりません。このように厳しくも温かい手を差し延べていただいた多くの方々のお力添えや、国民からの信頼と支持のもとに業界も発展し、100年の歴史を築くことができました。ここに柔道整復師を代表して、これまでのご恩にあずかったすべての方々に深甚なる敬意と感謝の意を表します。

新たな時代に「匠の技」継承の一歩

平成最後の年を迎え、また、５月からは新元号となる新しい時代に向かって、我が業界も新たなスタートをいたします。これから始まる100年の未来も、国民の皆様から求められるために重要なのは、医療人柔道整復師の資質の向上と人格の陶冶であります。先達が歩んでこられた歴史を深く心に刻み、社会から信頼される業界であり続けるために、安住することなく不易流行、鉄心石腸（てっしんせきちょう）の信念を持って、変革が必要と考えます。平成の後期には業界の変化を目指して大改革を断行いたしました。これにより制度と教育の内容は刷新され、すでに平成30年度から適用されています。

また本年より、これまでの努力に加えて、古来より永遠偉大、100年の間、脈々として継承されてきた骨折・脱臼等の整復技術を後世に残すべく、伝統技術継承の場として「匠の技 伝承」プロジェクトをスタートすることといたしました。これは、柔道整復師を対象とした技術向上と「技の伝承」を目指す長期にわたるプロジェクトです。これを全国に広め、安心安全な柔道整復術の提供をめざし、これまで以上にきめ細かく社会から信頼される業界づくりを確立してまいります。

ご来賓皆様におかれましては、今後ともさらなるご指導とご協力を賜りたく、お願い申し上げ式辞といたします。

※「社団法人設立65周年記念式典」「柔道整復術公認100周年記念祝賀会」の記念誌（６月発行予定）を併せてご参照ください。

全国会長会報告

涉外部

公益社団47柔整師会は統一運営を

公益社団法人日本柔道整復師会（以下、日整）は、平成31年３月８日(金)午前10時から日本柔整会館において全国会長会を開催した。三橋裕之総務部長の司会進行により、まずは萩原正和副会長が開会の辞を述べた。

恒例の特別講演は、厚生労働省保険局医療課保険医療企画調査室の樋口俊宏室長が「柔道整復療養費について」と題し、高齢者数がピークを迎える2040年を展望した社会保障を中心に語られた。その中で官邸の掲げる「人生100年時代構想」に触れ、さらなる改革を続けて次代を担う柔道整復師の資質向上に努め、次の100年につなげていただきたい、と述べられた（次ページに概要を掲載）。

次に日整顧問税理士の徳重寛之先生が、「2019年度税制改正大綱」のテーマで個人事業税と資産課税および消費税の引き上げについて講演された。（８ページに要旨を掲載）。これに伴い日整の森川伸治保険部長は、「平成30年度柔道整復療養費及び施術料金の実態調査」の結果について、様々な要因により会員数と給付総件数および収入が減少傾向に転じて深刻な状況になっていることを報告した(26～27ページに調査結果を掲載)。

前記に関連した内容として日整情報管理室の新井宏室長は、「東京都会員の意識調査アンケートから見えた柔整業界の現状」と題し、その回答内容を統計学的に考察して業界の未来を探った。その結果、会員の２割ほどは柔道整復業務だけでは生活ができずに副業しているという衝撃的な現状が明らかになったと報告した（９ページに要旨を掲載）。

日整総務部の中に立ち上げた地域包括ケア推進室の藤田室長は、「地域包括ケアシステム・柔道整復師と地域包括ケアについて」と題して語り、柔道整復師が関わっていくべき重要な課題について説明した（10ページに要旨を掲載）。

この後、各部報告(11～13ページに要旨を掲載)、工藤鉄男会長の総評と続き(12～13ページに要旨を掲載)、松岡保副会長の閉会の辞をもって終了した。

特別講演 概要

日整へさらなる改革を期待

厚生労働省保険医療企画調査室の樋口俊宏室長は、３月７日に開催した柔道整復術公認100周年記念祝賀会の感想を「VTRと工藤会長のお話で、柔道整復術の歴史と、これまで果たしてこられた役割をわかりやすく説明していただき、厚生労働省の職員と非常に勉強になったと話をしながら帰りました」と述べられた。そして現執行部に対して「『質の向上と業界の適正化』のため、改革への積極的な取り組みを続けていただいていることに、敬意を表します。昨年から施術管理者の実務経験、研修の要件や柔道整復審査会による面接確認という新たな規程による運営が開始されていますが、これらは皆さんの熱い思い、決断力、私見があってこそ進められたことだと考えています。あらためて、この場をお借りしてお礼を申し上げます」と述べられ本題に入った。

テーマは「柔道整復療養費について」であったが、まず「人生100年時代」に向けて介護予防などの役割が非常に重要になっていることを挙げ、「いろいろな場でご活躍いただいている柔道整復師の方々は、今後も様々な場面で役割が期待されていると考えています。本日お集まりのリーダーの皆さんも、それぞれの地域で求められる役割を考えて実践してもらえると非常にありがたいと思います」と我々に期待を寄せた。

平成24年から始まった柔道整復療養費検討専門委員会における議論の整理として「平成20年代の初期から、行政刷新会議や会計検査院の指摘があり、療養費の適正化が進められてきました。また、平成27年には反社会的勢力が関わったような療養費の詐取事件などが起き、柔道整復においては玉石混交の状態が続いているのが正直なところではないかと思います。一部の不適正な事業者によって国民が安心して施術を受けづらくなる恐れがあるため、適正に業務を行う皆さんの前で、あまり愉快ではない話をせざるを得ないことをご理解ください。

これまで社会保障審議会の検討専門委員会で盛んに議論が進められ平成28年９月には、一定の整理が行われ、以降これに基づいて適正化が進められています。今後も引き続き問題事例を未然に防ぐ取り組みが非常に大事だと考えています」と述べられ、その主な内容として次の５項目について説明があった。

1．支給対象の明確化に向けた個別事例の収集
2．不正の疑いのある請求に対する審査の重点化
3．療養費詐取事件等への対応強化
4．適正な保険請求を促すための施術管理者の要件強化
5．その他

そして、療養費を取り巻く関係者、特に日本柔道整復師会と保険者、厚生労働省にとって国民が安心して施術を受けることができる環境をつくるために不適正な事業者を正していくことは、共通の願いであるとした。

その他の項目では「電子請求の導入に向けて、モデル事業を実施」として、現在、モデル事業を実施すべく、その調整を一部保険者と行っていると現状説明があった。電子請求導入に際しては、現行の療養費の支給申請の流れ、検討すべき具体的事項を把握する必要があるので、一部実態調査を開始したところであり、引き続き実施に向けて作業を進めていきたい、との考えを示された。

2019年度税制改正大綱要旨

顧問税理士の徳重寛之先生は「2019年度税制改正大綱」と題して講演を行った。冒頭、「今年の10月に消費税率の引き上げが予定される関係で今年の税制改正は小規模に終わった。今回は、個人事業者に対しての納税猶予の問題が導入されるが、これが大きな目玉になる。同時に成年年齢の規定が18歳に引き下げられた。相続税、贈与税等の税法もそれに適応した改正を行っているのが大きな特徴だ」と、前置きして本題に入られた。以下、主要項目ごとにその要旨をまとめる。

個人所得税

今回の個人所得税については、消費税導入に伴う住宅に係る駆け込み需要及びその反動減を緩和するために、住宅ローン控除の見直しが行われた。３年間で消費税２％が増税される予定で、その分を取り戻すための改正だ。2019年10月１日から2020年12月31日までの間に居住用建物の建築に適用される。

ふるさと納税制度には満たすべき要件が付いた。寄付金の募集を適正に実施する地方団体であること、返礼品の返戻割合を３割以下にすること、返礼品は地場産品とすることが規定となり、2019年６月１日から適用される。

子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置は、事実婚状態でないことを確認した上で、支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、2021年度分の所得より、個人住民税を非課税とする措置となる。

森林環境譲与税及び森林環境税が創設され、それぞれ2019年度、2024年度から施行、住民税と一緒に徴収される。

資産課税

個人事業者の事業承継税制が創設されるが、資産課税については、先行して法人の非上場株式等についての納税猶予政策がすでにできあがっている。それに類似するものとして、2019年１月１日から2028年12月31日までの10年間の時限措置である現行の特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例との選択適用も示されている。

なお現行の特例については、相続開始前３年以内に贈与により取得されたもの等は特例が除外される。

教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直しについては、金融機関等に子どもや孫の口座を作り、そこから目的に合った支出をしていれば、1,500万円、1,000万円の贈与税が免除されていたものが、所得制限が入ることとなる。

個別のケースを専門家や税務署に確認が必要。思わぬところで税金が発生する危険性がある。

相続に関する動き

民法における成年年齢の18歳への引き下げに伴う税制上の措置は、年齢別に分けての見直しが行われた。相続税では未成年者控除は今までは20歳だったが、今後は18歳に引き下げられる流れとなりそうだ。

また相続関係改正に伴う税制上の措置として、2020年４月１日から新しく配偶者居住権が新設される。これは亡くなった人が所有する建物に居住する配偶者は、その建物に居住し続けることができる権利が設けられるというものだ。

親族の特別寄与料の請求制度は2019年７月１日施行。これは相続人以外の親族でも被相続人の療養・看護等を行った者は、相続人に対し、金銭による特別寄与料の支払い請求をすることができるという制度である。

消費税引き上げと働き方改革

2019年10月１日以降、消費税の引き上げが行われる。これにより原則10%、酒類・外食を除く飲食料品と新聞については８％の税率に引き上げられる。

また税制以外の大きな改正として４月１日から働き方改革関連法が実施される。従業員のうち10日以上の有給休暇が付される者については、そのうち５日間は付与から１年以内に時季を定め与えなければならない、時間外労働時間は１カ月45時間を上限とする、などかなり厳しい規定が盛り込まれた。

これらの法は義務化されており、違反すれば勧告が出る可能性もある。

会員意識調査からみえる現状

総務部情報管理室の新井宏室長より、昨年東京都社団で行われた「会員意識調査」の分析結果から読み取れた業界の現状についての興味深い報告があった。

厚労省の社会保障審議会の下に柔整療養費検討専門委員会が設置され、今後の柔整業界について様々な問題を検討する中で、柔整養成校のカリキュラム検討会をも巻き込んだ議論を進め、柔整業界の**“平成の大改革”**とも言うべき「教育改革」と「制度改革」が行われ、昨年４月から実施されている。

しかし、いかに厳格な大型改革が実行されたとは言え、結果に直結する訳ではない。この改革は、数年後には確実に大きな果実をつけることは間違いないとは言え、現在、地域で真面目に施術し請求を行っている公益社団の会員にとって、患者が激減してしまった施術現場の「今」と「明日の生活」は最大の問題である。

改革実行から１年が経過し、今年５月には改元もされ、柔道業界もこの国と同様、新しい時代を迎えようとしている。しかし、一部地域においてはいまだにチケットを販売したり慰安や不正施術を繰り返す個人の施術所が大手を振っており、民間調査業者を介した行き過ぎる患者調査で通院抑制を引き起こす問題もなくなることもない。どうにも真面目な社団柔整師ばかりが辛い思いを続けている状態だ。

改革には、卒業までの必須総単位数の大幅増加に加え、画像確認（超音波）のための技術取得をはじめ、保険制度等についての知識取得、臨床研修等での実技重視を含めた大幅な養成校のカリキュラム改正、施術管理者となるために課せられた実務経験年数と研修の義務化、審査会の権限強化による申請書の清濁の分別など、業界内の問題点への対応が盛り込まれ、多くの項目で確実に改革は進んではいる。しかし、現実には会員がまだその実りを実感できてはいない状況である。

そこで、社団会員の本音を集積して「現場に最も必要なものは何か」を探り当て、少しでも早く解決策を打ち出すために、今回、都柔整に新設された企画部によって東京都の社団全会員を対象とした「会員意識調査アンケート」が行われ、結果が一冊にまとめられた。

アンケートについては、1301名の会員のうち932名（71.6％）から回答が寄せられた。回答率の高さからも会員の多くが早急な解決策を願っていることが伺える。

また、今回のアンケートへ寄せられた回答が一部の地域や年代に片寄ることなく、本来の会員の分布に極めて近い状態で集積できていることも確認した。地域や年齢による意識比較も正確に行うことができるなど、分析結果の信頼性を確保した。

また、今回新たな試みに外部アドバイザーとして専門家の意見を取り入れ、否定的(ネガティブ)な意見にこそ取り組むべき問題点が潜んでいる場合が多いことを踏まえ、分析を行った。具体的には個々の質問の集計分析・評価とは別に、特定な項目を軸として、その回答の内容で比較する「順位和検定（クラスカル・ウォリス検定)」等の統計手法も取り入れた。

合計22項目に及ぶ質問への回答には公益社団法人会員の「本音」が明確に現れたように思う。というのは、例えば「柔道整復師になって良かったと思う」「社団会員であることの誇りがある」と答えた会員が約70％ある一方で「社団会員であるメリットを感じる」と答えた会員は約40％しかいないというねじれがあることが解った。

さらに、「社団会員であることにメリットを感じない」というネガティブ回答をした会員は、その他の質問に対してもほとんど否定的な回答をしており、逆に「メリットを感じる」と答えた会員は、その他のほとんどの質問に肯定的（ポジティブ）な回答をしていることが判明した。さらに個々の質問に対しても詳細分析を行っているが、それについては報告冊子（コンパス別冊）をご覧いただきたいと思う。

さらに衝撃的な現実も見えてきた。それは回答した会員のうち約20％が何らかの副業をしているという現実だ。現在、東京都社団の約２割の会員が柔道整復業だけでは生活が出来ていないということがわかる。また、約20％近くの会員が今後、副業することを考えていると吐露している。都社団執行部はこの厳しい結果を受け、すでに平成31年度の定率会費を下げる決定をしている。

今回のアンケート調査とその結果は、なんとなく

予想されていたことが現実の状況であると裏打ちされたという気がする。そして、業界全体での柔整療養費の統計値や年別比較、その内訳などからでは見えてこない課題の核心部分は、会員のこうした“生の声”にこそ現れることをこの調査によって証明したと言えるのではないだろうか。そして、日整が真剣に向き合うべき課題も、こうした“個々の会員の声”にあるのも間違いない。

その真摯な対応あればこそ、現在進められているさまざまな制度改革が活かされ、この業界の自浄力が発揮されるのではないか。その先にこそ、整備された環境の構築と社団会員への「実りの果実」がもたらされることになるはずだ。

今後は各県社団においても、こうした取り組みを行い、「令和」の時代の新しい柔整の姿を創って欲しいと願う。

柔道整復師と地域包括ケアについて

日整総務部に創設された地域包括ケア推進室の藤田正一室長からは標記演題についての講演があった。介護需要が伸びる将来へ向けて、多くの柔道整復師が地域包括ケアシステムに関わることの必要性を説いた講演概要を紹介する。

まずは冒頭で、二次医療圏データベースの医療・介護需要予測をもとに、国内の人口減少も見据えた全国の医療・介護需要予測指数のデータが示された。それによれば、今後、医療需要は大都市での多少の伸びは見られるものの地方都市ではそれほど大きな伸びは予測されない。反面、介護需要は都市、地方とも大幅の伸びが予想されていることが明らかになった。こうした需要変化に伴い、柔道整復師も介護保険に関わる体制を整える必要性があることを強調した。

また、この医療・介護需要予測指数は地域により大きく違いがあるため、各都道府県の会長にはそれぞれの県の二次医療圏データを今後の各県柔道整復師会の活動の参考資料にするよう通達があった。

柔道整復師の収入の減少は、昨今の重要な課題であり、今後、地域包括ケア推進室としては介護保険関連が「第２の収入源」となることを目標に、以下の４つの活動を実施する予定としている。

①全国の各ブロックで行われる学術大会の介護セミナーを通して、介護関連の最新情報の発信を行う。

②厚生労働省が推進する研究事業の課題に合致するテーマでの活動を進め、その成果を厚生労働省への折衝時の根拠づくりに活用をする。

③機能訓練指導員としての地位の向上などを考えて「日本機能訓練指導員協会」の設立を計画している。これには機能訓練指導員とされる各専門職種の参加を求め、資質向上や国への交渉で団結し発言力を高めることを目標とする。

④日本機能訓練指導員協会運営や機能訓練指導員としての資質向上のため、主任レベルの研修会の開催を計画。

以上の活動を行うために三橋裕之総務部長、川口貴弘担当理事、藤田室長だけでなく、学術教育の佐藤和伸部員、三谷誉特別諮問委員を加えた「地域包括ケアプロジェクトチーム」（地域包括ケアPT）を組織し、活動していることが説明された。

厚生労働省が推奨する研究事業については、さらに具体的に、「生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加」に貢献することが重要だと述べられた。総合事業では通所型サービスA（ミニデイサービス）、通所型サービスB（住民主体の運動・レクリエーションへのお手伝い）、通所型サービスC（短期集中での生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム）の浸透が重視されているが、全国的には制度への理解不足や、人材不足から順調には進んでいない現状であるという。これらを念頭に、柔道整復師＝機能訓練指導員による心身機能の向上にプラスして生活支援型の訪問介護を組み合わせたサービスを提案、柔道整復師の施術所を中心とした「介護サービスのモデル事業」を検討していることが述べられた。

このモデル事業は柔道整復師が施術業務と兼務して関わることを前提に立案されている。介護需要がますます高まる将来に向けて、地域包括ケアシステムに関わることで地域に貢献しながら、本業である柔道整復師としての活躍ができるよう支援していきたいと、その目的を語った。

各部報告 要旨

政策部

保険・オリパラに対応

豊嶋良一政策部長から次の報告があった。

保険取り扱いの問題とオリパラへの参画等について関係機関と対応を進めている。柔道整復師年間給付額は申請書における患者さんへの照会が頻繁に行われるようになってからずっと減少傾向にある。また、「国民健康保険運営協議会」という全国市町村単位の機関で「情報適正化」という名のもとに、柔道整復師の調査をしているところもある。このことについて対応している。国民健康保険室と公益社団に良好な関係が得られるよう各都道府県の柔道整復師会においても対応して欲しい。

一例として「患者さまへ」という患者照会に対しての説明文書を施術所の窓口で渡す提案があった。

総務部

通常総会（役員改選）等を説明

三橋裕之総務部長から、平成31年度事業計画書について、概要の説明があった。また、通常総会（役員改選）までの日程について、次のように通達された。

・各都道府県の代議員定数は、４月15日までに各県あてに発信する。
・役員改選の告知日は４月26日、役員立候補受付期間は５月24日から５月31日正午まで、通常総会開催通知は、代議員宛てに６月７日までに発信する。
・通常総会は６月23日（日）の正午から行う。

また、広報活動について次のような報告があった。

・月刊誌「NHKラジオ深夜便」や産経新聞（電子版）については現購読者数を維持、さらに増加させるよう、協力をお願いしたい。
・昨今、オリンピック関連で嘉納師範がマスメディアに取り上げられるなか、柔道と柔道整復師の歴史的な関わりについても放映されることとなった。このようにNHKをはじめとしたマスメディア各社に日整が取材をしてもらえるのは、日整の様々なアプローチや、各県社団をはじめ、会員のご協力の結果実現したひとつの成果であるとした。
・日整全国少年柔道大会および日整全国少年柔道形競技会の予選会を兼ねて実施する都道府県柔道整復師会の少年柔道大会と少年柔道形競技会において、一定の手続きを経れば産経新聞社から表彰状が贈られる。
・ネットのページ、ウェブサイトで不正広告を発見した場合、「厚生労働省委託事業ネットパトロール」のページを使って、URLを張り付けて送ると、これが厚生労働省に届くシステムになっている。これについて、あはきと柔整の広告改善検討会を行っている。すでに医療機関のガイドラインはできあがっている。会員への啓発と協力を求めたい。

財務部

新規公益目的事業として事業化

2019年度予算について石原誠財務部長より次のように報告された。

2019年度は収入総額３億5,180万円、支出総額３億5,132万円、事業活動ベースではプラス48万円の予算となっている。

来年度から実施する新たなスポーツ等支援事業の一つである「教護及びトレーナー活動規程」に基づく助成金制度を設けた。そして、各都道府県で開催される世界大会や全国大会などの大規模なスポーツ大会で、全国の社団が行う救護活動を、今まで以上に活発に推進していくため、2019年度からの新規公益目的事業として事業化した。申請により理事会で承認された大会での活動については助成金が支給されることになった。

工藤会長 総評の要旨

鉄心石腸をもって さらなる目標へ

柔道整復術公認100周年を契機として、これからも日本柔道整復師会は先達から伝承されてきた素晴らしい整復技術を、なんとしても継承し続けていかなければなりません。その目的のために「匠の技 伝承」プロジェクトをスタートさせ、受講募集を開始しましたところ、１講座50人の少数枠はすぐに定数に達しました。このことについては喫緊の課題として手段を幅広く考えていきます。

我が業界は今までは安全地帯の中でいろいろ活動してきました。それが平成になってから崖っぷちに追い込まれています。きょう樋口室長が話したような数々の要求が、今後も厚労省ならびに保険者から出てくると思います。今ここにいる皆さんは、安全地帯と崖っぷちの境で闘ってくれています。皆さんの収入が少なくなりつつあり、それぞれの会の運営が大変なこともわかっています。しかし、私は理屈に合わないことは絶対に受けない、そういう不屈の精神で向かっていきます。

今、我々に対し、厚労省や健保連から言われていることの中には矛盾もあります。保険部と顧問弁護士の志田康雄先生に、矛盾しているところを研究してほしい、と両副会長を通してお願いしました。保険部では現在、厚労省から出されている問題に対しての矛盾点を整理していますから、それを志田先生に検証してもらい理論的に対処していきます。志田先生は内閣法制局参事官、大蔵省造幣局長を歴任された方です。国の法律を決めるときに、世の中にとって本当にいいのか、矛盾があるのかないのか、審査や調査をして政府に答申して決定します。志田先生はこの重要ポストにおられた素晴らしい弁護士です。

これまで我々は、言われたことについてある程度の抵抗は示すけれど、内閣総理大臣が言ったから、何とか大臣が言ったからと、相手によっては聞いてしまうような人の良さがあったのではないかと思います。正論をかざした矛盾の押し付けには整合性をもって対応してまいります。今しばらく皆さんにご苦労を掛けますが、日本柔道整復師会を中心にして活動したことが、政策的に間違ってなかったことがわかる日がいずれやってくると思います。これから

保険部

「柔道整復療養費の手引き」発刊

森川伸治保険部長より「柔道整復療養費の手引き」について報告があった。

平成23年以来、８年ぶりの改定版が発刊された。会員の先生方にご高配を賜りたい。

最近は、厚労省との実務者レベルでの打ち合わせ会議を盛んに行っている。内容は、平成30年度の実態調査にあるとおり、医科との併診の不支給問題や、請求代行業者による必要以上の追及、健保連から請求代行業者に復委任される形の支払いについてなどである。公益社団法人の場合は、三者協定のもと、厚生局長、知事、会長がきちんと協定を結び、保険者がそれを理解したうえで支払いをしていることを前提に請求代行業者と社団の違いを明確にできないかという相談をしている。

各都道府県で、協会けんぽ、国保、後期高齢、組合などそれぞれがどのようなかたちで取り扱いをしているのか、また請求方法をしているのか、保険部でアンケート調査を行う予定なので、必ず正確な回答をお願いしたい。

全国47都道府県が行っている柔整審査会の権限の強化について、協会けんぽとしての考え方が全都道府県に下ろされたようだ。各社団で内容を把握したうえで対応していただきたい。

渉外部

日整学生応援サイトをスタート

富永敬二渉外部長は、国際支援活動で、JIMTEFが申請を出しているベトナムでの活動は、今月末にはJICAから回答が出ると説明をした。

原正和渉外担当理事は、日整学生応援サイトが完成したことを報告した。これは各社団と養成学校で学んでいる学生との関係を深くつなぎ、将来の日整

も日本柔道整復師会は環境の変化を正しく捉え、改革に結び付けていく姿勢で厚労省と折衝していきます。

先ほどの樋口室長の特別講演で電子請求の話が出ていました。これは今のように47都道府県がバラバラな運営の仕方をしていては実現できません。独自の考え方だけで物事を進めている会は残っていけないため、47都道府県が足並みを揃えて運営するように努めていただくことをお願いします。

近いうちに日整保険部から全国47都道府県へ、委任の仕方や振り込みの流れなどについて、アンケート調査が始まると思います。このアイディアは、元保険部長で前保険担当副会長の萩原先生と、現保険担当副会長の松岡先生との話し合いから決まった重要なことです。収集したアンケートから各都道府県がどのような仕組みで運営されているか、それを知ることができます。その中で、通常でない保険収入の取り扱いをしている所があるようでしたら是正し、全国的に統一できれば、厚労省や健保連、国保連合会などに対して胸を張って交渉できる態勢となります。よって、アンケート調査への皆さんのご協力を強くお願いします。

審査会の権限強化の件ですが、これは不正を未然に防ぐための方策であり、真面目な柔道整復師とこの業界を守っていくために必要なことです。もちろん全員に網を掛けることになりますが、あくまでも不祥事が起きないようにするための強化であり、会員を締め付ける意図のものではありません。これが実施されないと業界のイメージは下がってしまいます。ぜひ全都道府県で実現させるようにお願いします。

昨日の公認100周年祝賀会では安倍首相からビデオメッセージがありました。祝辞の内容から「国も公益社団法人日本柔道整復師会を見ている」ということがうかがえます。国家を代表する内閣総理大臣が、超高齢社会と救護分野への役割を高めるよう我々に期待を寄せているのです。その期待に応えられるように、腹を据えて取り組んでいただきたいと思います。

65周年の式典のときに申し上げたとおり、鉄心石腸の思いで皆さんに難題を解決する努力をしてもらえればありがたいと思っています。そして我々は皆さん以上に昼夜を問わず目的達成に力を注ぐことを約束します。ぜひ、ご協力をよろしくお願いします。よい業界をつくるためには、今のスタッフでなければできないと思っております。理解を深めていただき、強い団結力を発揮できるよう、重ねてよろしくお願い申し上げます。

入会に誘導するのが狙い。内容はテーピング動画や超音波観察日記など、学生が興味を持つような情報を継続的に提供していく予定である。また日整のホームページに、「匠の技 伝承」プロジェクトなど有益な情報も掲載していく。日整学生応援サイトや日整のフェイスブックにもホームページから入れるので、会員に閲覧していただくように協力を依頼した。

三橋総務部長からは、社団の業界説明に各養成校へ足を運ぶ際には、日整学生応援サイトや各社団の求人サイトのQRコードの告知など情報拡散を積極的に行ってほしいとの勧めがあった。

学術教育部

「匠の技 伝承」プロジェクトがスタート

長尾淳彦学術教育部長は、「匠の技 伝承」プロジェクトの案内を、３月１日に全国社団一斉配信したところ、３月６日には６回までの定員が満員となったと報告をした。定員を増やして、もっと多く集めればいいという意見もあったが、技の伝承を目的とするため、実技も伴う。定員50名の方針は変えずにその模様を渉外部が取材し、ユーチューブでの配信も考えている。

「匠の技 伝承」プロジェクトのポスターを学術大会、各社団の会館、総会などで積極的に貼っていただくよう依頼があった。

事業部

日整全国柔道大会開催について

大藤忠昭事業部長より、平成31年度の日整全国少年柔道大会・形競技会と日整全国柔道大会および全国柔道整復師高段者大会は、10月14日（月・祝）に開催する旨の告知があった。本年は講道館の行事の関係で、開催日が昨年とは異なる。大会要項等については、４月以降、各都道府県に送信する。

柔道整復術公認100周年記念事業
「匠の技 伝承」プロジェクト始動！

学術教育部長　**長尾　淳彦**

明治18年から消滅の危機に陥った「接骨業」。大正２年に竹岡宇三郎氏、萩原七郎氏が中心となり「柔道接骨術公認期成会」を結成、その復活の道を目指します。以後、講道館柔道の創始者・嘉納治五郎師範、山下講道館初代十段らの助力も得た先達者の刻苦により、日本古来の伝統医療である「柔道整復術」として再起。国から公認され、明治、大正、昭和、平成、令和へと地位確立のためにタスキをつなぎ100年を迎えます。

なぜ、「匠の技 伝承」プロジェクトが必要か

平成の時代に入り、業界も規制緩和の名のもとに利益を重視する傾向に拍車がかかっています。資質とモラルの低下が深刻化し、「いらっしゃいませ！ またどうぞ！」「骨折や脱臼は無理ですから、病院に行ってください」「ウチには包帯や固定材料はありません」「ここはマッサージ店か？」というような接骨院が氾濫しています。こうした現状は、先達が血の滲む思いで復活し、100年間堅守した既得の権利を自ら放棄するようなものです。医療制度政策に組み込まれないどころか、早晩、柔道整復師の存在価値すら認めてもらえない状況に陥ってしまうでしょう。

日本柔道整復師会では、この問題に対して「技術の充実」という基本に立ち返ることが最大の王道と考えました。その決意を３月７日に開催された柔道整復術公認100周年祝賀会において工藤会長が全国に向けて「匠の技」復活として力強く宣言されました。

この考えを幹として学術教育部が中心となり、これからの100年を見据えた「匠の技 伝承」プロジェクトを立ち上げました。しかし「基本に立ち返る」と言葉で言うのは簡単ですが、100年の蓄積を見直し、崩れたものを再構築することは一朝一夕では成しえません。肝を据え、じっくりと取り組む覚悟が必要です。

つまり、この「匠の技 伝承」プロジェクトを全国の柔道整復師に向けて発信することは、単なる技術のみの伝承が目的なのではありません。モラルの低下した柔道整復師の信頼を回復するための原点回帰への大切な事業なのです。

この将来を見据えれば、柔整業務の拡大にもつながり経営の安定化をめざすことができます。この先、柔道整復師の職業が国民から理解と支持を得るためには、この「匠の技」を核とした心技一体の向上に向け、全国の柔道整復師が真剣に取り組まなければなりません。国が掲げる医療政策にも対応するために確固たる柔道整復術の技と理論の鎧を纏い、常在戦場の気持ちを忘れず、安定した未来を念頭に、多くの仲間がともに歩むことを願っています。

これまで平成31年１月27日(日)(公社)東京都柔道整復師会会館・３月24日(日)日本柔道整復師会会館と２回のプレ開催を経て、４月７日(日)第１回「匠の技 伝承」プロジェクトを(公社)東京都柔道整復師会会館にて開催しました。今年度は今後、東京都６回、福岡県と北海道で各１回の８開催を予定しています。

各回ともに「匠の技」を継承され現役で活躍している熟達の先生を講師に招き、骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の整復、固定、後療まで、経験と理論に裏打ちされた技術を講義していただきます。患部に対しての手指及び身体全体の使い方、牽引

「匠の技 伝承」プロジェクト　年間スケジュール

第１回	2019/ 4 / 7	肘関節の脱臼	高崎　光雄	東京都柔整会館
第２回	2019/ 5 /26	前腕骨の骨折	富永　敬二	東京都柔整会館
第３回	2019/ 8 / 4	手根骨・中手骨・手の指の骨折	渡辺　一民	東京都柔整会館
第４回	2019/ 9 /29	肩甲上腕関節の脱臼	田邊　美彦	東京都柔整会館
北海道講座	2019/11/10	鎖骨の骨折	萩原　正和	北海道柔整会館
第５回	2020/ 1 /12	下腿骨・足根骨・中足骨・足の指の骨折	山口登一郎	東京都柔整会館
第６回	2020/ 2 /23	手の指の脱臼	高崎　光雄	東京都柔整会館
福岡県講座	2020/ 3 / 1	前腕骨の骨折	富永　敬二	福岡県柔整会館

時の力加減、独自固定具の使用、包帯の巻き方と緊迫度合など、匠ならではの「安心の技術」をわかりやすく丁寧に披露していただき、その技法を参加者同士で実技で習得します。そこで学び得た技術は、それぞれが接骨院・整骨院の現場に持ち帰り、早々に活かすとともに多くの柔道整復師に広く伝承していただきたいと思います。

　このプロジェクトは同時に「目で見せる重要性」の啓蒙活動も行っていきます。昨年度から養成学校カリキュラムにも新たに加えられた、超音波観察装置を用いた各部位の観察方法や機材の使い方などを実技を交えて体験できます。地域の医師の診察と共通認識を持ち連携できるよう、観察装置の正しい理解と正しい使用方法を学び施術の一環に活用することを浸透させる講義を「匠の技」の実技内容と同時進行していきます。こうした患部

「匠の技」を実技によって身につけていく

の観察技術が今後の接骨院における施術の信頼性を高める裏付けとなります。

また、これらの内容を募集の選にもれた方や仕事などの都合で参加できない方のためにもお届けできるよう、動画配信などによる発信も積極的に検討していく予定です。

これら「匠の技 伝承」プロジェクトは柔道整復師の未来を見据えた大切な事業であり、10年後の完遂を目標に長期展望で取り組みたいと考えています。

平成31年４月７日(日)第１回「匠の技 伝承」プロジェクトには関東近県・東北・九州などから会員、準会員、非会員合計50名が参加し、午前10時から東京都柔道整復師会会館3F会議室にて工藤会長、松岡副会長、三橋総務部長、石原財務部長、高崎光雄講師同席のもと次ページのようなプログラムで開催されました。

豊富な臨床経験に基づいた伝統の技をわかりやすく、かつポイントを押さえた整復動作から固定完了までの「匠の技」を余すことなく披露していただき、参加者は食い入るように講義を受けていました。整復・固定の壇上での実演後、会場を４班に分け、高崎会員が各班ごとに回り整復から固定を参加者に手を添えながらていねいに指導しました。経験豊富な参加者はお互いの経験と照らし合わせての質問をしながら、若手の参加者は牽引、圧迫の力加減や整復時の手指の使い方のなどの疑問を解決しながら「匠」に触れる大変貴重な時間を共有しました。

開催に向けての工藤会長からの挨拶（要旨）

平成に入り規制緩和の名のもとに個人契約、養成学校が急増しました。以降、利他の精神を忘れた柔道整復師が多くなり、そのうえに無資格者が闊歩する時代となっています。今ふたたび国民に選択される施術に、そして、若い方々が職業として自信を持って取り組める技術に、民族医療である柔道整復術を復活させましょう。柔道整復師に「診断」や「治療」という文言の使用が認められるよう法の改正をするために「技術の伝承」や超音波観察装置の使用は必要です。この「匠の技伝承」プロジェクト完成に10年は要するでしょう。参加者全員が業界の将来に責任を持って学び、技術を地域で広めてほしいと思います。

第１回「匠の技 伝承」プロジェクトプログラム

東京都柔道整復師会 会館

10：00～	**開会の辞**	副会長　松岡　保
10：05～	**会長挨拶**	会　長　工藤鉄男
10：30～	**「匠の技 伝承」プロジェクトの趣旨説明（20分）** **肘関節周辺の機能解剖**	学術教育部長　長尾淳彦
10：50～	**超音波観察装置による観察（実技を含む）（70分）**	学術教育部　佐藤和伸 協力　株式会社エスエスビー
12：00～	**昼食**	
13：00～	**「骨模型シミュレーターによる」整復手技の原理の理解** **肘関節脱臼の発生機転と整復手技のシミュレート（40分）**	高須周平会員
13：40～	**肘関節の整復・固定（150分・休憩含む）**	高崎光雄会員
16：00～	**質疑応答（20分）**	
16：20	**閉会の辞**	学術教育部長　長尾淳彦

訃　報

長谷川　貴一氏　学術教育部員
（愛知県柔道整復師会副会長）
「匠の技 伝承」プロジェクト推進に尽力されましたが、3月20日に病没されました。
ご冥福をお祈りいたします。　合掌

平成31(令和元)年度　日整主催学術大会一覧

地区	担当都道府県	開催地	開催日
九　州	宮崎県	シェラトン・グランデ・オーシャンリゾート	令和元年7月13・14日(土・日)
四　国	愛媛県	東京第一ホテル松山	令和元年7月14・15日(日・月)
北海道	北海道	札幌コンベンションセンター	令和元年7月28日(日)
東　京	東京都	帝京平成大学池袋キャンパス	令和元年9月15日(日)
近　畿	滋賀県	ホテルピアザ近江 滋賀県立県民交流センター	令和元年10月19・20日(土・日)
東　海	愛知県	ウインクあいち (愛知県産業労働センター)	令和元年11月17日(日)

平成31(令和元)年度　周年記念式典開催日

都道府県	式典名称	開催日・会場
(公社) 京都府柔道整復師会	社団法人設立65周年・新会館竣工式典	令和元年12月1日(日) リーガロイヤルホテル京都

日整会長学術賞3名が受賞

平成31年1月24日(木)理事会において、
渡邊英一(神奈川県)　　原口力也(東京都)　　樋口正宏(大阪府)
の3名に対し、柔道整復の研究・発表を積み、業界の学術的向上に大なる貢献をした会員に贈られる日整会長学術賞の表彰を決定しました。
当賞は平成19年に制定。今回を含め31名の方々が受賞しています。

第27回柔道整復師国家試験の合格発表について

平成31年3月26日(火)　午後2時発表

受験者数	合格者数	合格率
6,164名	**4,054名**	**65.8%**

合格基準
1. 必修問題については、配点を1問1点とし、全30問中、その得点が総点数の80%以上、24点以上を合格とする。
2. 一般問題については、配点を1問1点とし、全200問中、その得点が総点数の60%以上、120点以上を合格とする。
3. 必修問題及び一般問題のいずれも合格基準を満たしている者を合格とする。

「日整広報Feel！Go！」発行のご案内

発行予定日	2019年　8月20日	(夏　号)	Vol.250	原稿締切　2019年　6月20日
	2019年11月20日	(秋　号)	Vol.251	原稿締切　2019年　9月20日
	2020年　1月20日	(新年号)	Vol.252	原稿締切　2019年11月20日
	2020年　4月20日	(春　号)	Vol.253	原稿締切　2020年　2月20日

特別連載

柔道整復師のための楽しい統計学

入門編

横浜創英大学教授　星山　佳治

第10回／統計用語の本当の意味

今回は少し嗜好を変えて「統計」に関連する**用語**について解説したいと思います。

というのは、我々が日頃からよく耳にしたり自分でも使用している言葉でも、その**用語の本当の意味を正しく理解できている**とは限りません。もしも誤った意味で使用していれば、徐々に論点や認識にズレが生じて、結論すべき内容にも誤りが生じてしまう可能性があります。

特に様々なデータから真実を見抜くためのツールである統計では、そうした事態にならないように、普段から統計的な用語の意味を正しく理解しておく必要があるのです。

●「平均寿命」とは？

さて、まず最初は、世界でも長寿国として知られる日本で日常よく耳にする「**平均寿命**」という言葉について考えてみましょう。

例えば、2017年の日本人の平均寿命は女性が**87.26**歳、男性が**81.06**歳と発表されています。そして、その意味は「女性は87歳くらい、男性は81歳くらいまで生きる」と捉えている人がとても多いように思いますが、実はそういう意味ではありません。では、本当はどういう意味なんでしょうか？

そもそも一般的に使われている「平均寿命」という言葉ですが、実はそれ自体が正式な名称ではないのです。正式には「**0歳平均余命**」と言います。

そして、その真の意味は「2017年に生まれた赤ちゃんは、その年の様々な環境がそのまま継続するとした場合、女の子なら平均してこれから先あと87年生きると期待される」ということなのです。

したがって、広く一般的に「2017年の平均寿命から、現在80歳の女性は平均的に87歳まで生きる、つまりあと７年は生きられるだろう」という意味だと理解されていますが、そうではないのです。

もしも、「80歳の女性があと何年生きると期待できるか？」を調べたい場合には、別にある「**80歳平均余命**」という統計の数字を見る必要があります。そこには、**11.59**歳と出ています。つまり、2017年の時点で80歳まで生きられた女性は、平均して**91.59**歳まで生きると期待できるという意味になります。

そうすると、最初に見た2017年の「平均寿命（０歳平均余命）では、女性は**87.26**歳でしたから、それよりも**4.33**年も長生きできることになる訳で、何だかおかしな感じがします。しかし、それは80年前に生まれた人達の中で2017年までに既に亡くなってしまった人達の数を除いて、2017年まで生き続けた80歳の方の数だけで再計算をするためです。

そして、さらに2017年に90歳まで生きている女性の「**90歳平均余命**」は**5.76**歳とさらに寿命は長くなっています。

つまり、2017年に生まれたばかりの赤ちゃんよりも2017年に80歳の方は「**4.33**年」、90歳の方は「**8.5**年」も長生きすると期待できるということになります。

もちろん、これらの数値はあくまでも計算上のもので全員がそうなる訳ではありませんが、「**平均寿命**」は、「**死亡時平均年齢**」ではないということです。

●「死亡率」

「寿命」の話をしたので、次は逆に「死亡」についても見てみたいと思います。

ある集団で、集団全体の人数を分母にして、去年1年間に亡くなった人数を分子とし、それを10万倍した値を「**死亡率**」といいます。

日本の2015年の死亡率は、男：**1092.6**、女：**970.1**と発表されています。これは、2015年の1年間に10万人当たり男は1092.6人、女は970.1人が死亡したという意味になります。

先ほどの「平均余命」とあわせてもう一度考えてみますと、2017年に生まれた子供は平均してあと「**87.26**年」生きられると期待できるのに対して、同じ2017年に既に80歳となっている人は平均してあと「**11.59**年」、90歳の方はあと「**5.76**年」しか生きると期待できない訳で、高齢になればなるほど、その先生きられる年数は短くなり、死亡率は上昇します。

そして、日本の人口比率の中で高齢者の割合が年々増えて高齢化が進んでいるので、社会全体としての死亡率はだんだん高くなってきていますが、それは「人が死にやすくなった」という意味ではなく、死亡率の高い高齢者の割合が高くなってきたためにそうなる訳です。

つまり、見かけ上は死亡率が上昇して見えますが、これは「粗死亡率」とも呼ばれ、年齢調整していない全年齢の死亡率なのです。年次の異なる死亡率を比較するには、年齢調整する必要があり、年ごとに人口構成が異なるため、どの年も昭和60年の人口構成だったらと仮定して、死亡率を再計算します。年齢調整死亡率で見ると死亡率は年々改善されてきています。

●「有訴（ゆうそ）者率」

さて、次は柔道整復師の皆さんに関係のある用語についても見てみたいと思います。

では、「**有訴者率**」を見ることにしましょう。「有訴者」とは自覚症状のある人のことです。首や肩や腰、筋肉や関節等の痛みが多いのが我が国の特徴です。正に柔道整復師が取り扱う骨や筋肉、関節をはじめとする軟部組織等の損傷に伴う「痛み」を対象とした統計値です。

有訴者率は1,000人当たり何人の人が自覚症状を訴えているかという数値で、2016年は、男：**271.9**、女：**337.3**となっています。この数字は全年齢のもので、高齢になるほど自覚症状のある人は増えていきます。

ちなみに、政府の「**健康日本 21**（第２次）」の目標では、足腰に痛みのある高齢者の割合の減少（1,000人当たり）目標値は、男性 200 人、女性 260 人【2022年度】となっています。既に2019年ですから、僅かあと３年でこの目標（26～23%減）を達成するには、ただ薬物による「痛み止め」を多用するのではなく、痛みそのものを消滅させる根幹治癒を目指すべきでしょう。

そこに柔道整復師による施術が効果的であることを示すことでさらに地域貢献を果たすためには、ただ施術を真面目に繰り返していくだけではなく、様々なデータや用語を正しく理解し、柔道整復師の苦手な数値やデータによって、その「効果」を社会に広く正しく示していく必要があるように思います。

プロフィール

星山佳治（横浜創英大学　教授）

学歴

昭和54年3月　東京大学医学部保健学科　卒業

昭和57年3月　東京大学医学系研究科修士課程修了　保健学修士

昭和60年3月　東京大学医学系研究科博士課程修了　保健学博士（博医第596号）

職歴

平成16年1月　昭和大学医学部教授

平成24年4月　横浜創英大学看護学部教授

社会活動

平成11年4月　文部科学省大規模コホート運営委員（現在に至る）

平成14年4月　東京都花粉症対策検討委員会委員（現在に至る）

平成16年4月　日本疫学会評議員（平成27年12月まで）

平成18年4月　国立病院機構EBM推進のための大規模臨床研究統計責任者（現在に至る）

理事会だより

平成30年度　第６回理事会

開催場所	日本柔整会館２階大会議室
開催日時	平成31年１月24日(木)午後１時～午後３時30分
理事現在数及び定足数	現在数17名　定足数９名
出席者	理事17名中17名出席 工藤、萩原、松岡、豊嶋、三橋、石原、森川、富永、長尾、大藤、市川、川口、伊藤(述)、伊藤(宣)、原、林、和田
理事外の出席者	嶋谷監事、寺本監事、新井情報管理室長、金子総務部員
議長	工藤会長
司会	三橋総務部長
開会の辞	萩原副会長
閉会の辞	松岡副会長

会議の概要

冒頭で議長が司会進行を総務部長に依頼し会議が開始された。最初に定足数を確認し、議事録署名人は定款第39条に基づき工藤鉄男会長と嶋谷清、寺本欽弥 両監事とであることを確認した。

議　題

第１号議案　「匠の技 伝承」に係る什器備品の購入等について

学術教育部長から議案について説明があった。審議の結果、超音波画像観察装置１台をリース契約することを承認可決した。骨模型の購入については、平成31年度事業の状況等を踏まえる必要等があるため、否決した。

第２号議案　選挙管理委員会委員の選任について

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、各地区から推薦のあった選挙管理委員会委員候補（北海道 小池良二、青森県 岡本幸治、栃木県 片岡祥二、東京都 深井伸之、石川県 二ツ谷剛彦、愛知県 長谷川貴一、滋賀県 中江利信、大阪府 永野秀信、島根県 近藤尚良、高知県 小川八十一、鹿児島県 内清治）について、平成31年１月24日付けで委員とすることを、承認可決した。

第３号議案　日整会長学術賞受賞候補者について

学術教育部長から議案について説明があった。審議の結果、各県から日整会長学術賞受賞候補者として推薦のあった３名（神奈川県 渡邊英一、東京都 原口力也、大阪府 樋口正宏）について、承認可決した。

第４号議案　日整生涯学習・ボランティア活動単位取得要綱の改正について

学術教育部長から議案について説明があった。審議の結果、「生涯学習単位取得要綱」に係る“認定会員証”並びに「ボランティア活動単位取得要綱」に係る“優良会員表彰”について、より適正な公印の管理取扱いを期する趣旨から、従来、電子公布としていた規定の該当箇所を削除する旨の改正案について、承認可決した。

第５号議案　平成31年度 日整学術大会 開催担当都道府県について

学術教育部長から議案について説明があった。審

議の結果、平成31年度日整学術大会開催担当の６都道府県（北海道、東京都、愛知県、滋賀県、愛媛県、宮崎県）を承認可決した。

第６号議案　帰一賞内規の改正について（帰一学術賞関係）

学術教育部長から議案について説明があった。審議の結果、帰一学術賞基準点の条件が規定されている帰一賞内規 第６条の文言を整理した改正案について、承認可決した。

第７号議案　日整会館の新電力対応について

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、日本柔整会館の新電力への電気の切り替えについて、日本柔道整復師協同組合の指定業者である新電力会社と契約することを承認可決した。

第８号議案　柔道整復師臨床実習指導者講習会開催主管の指定及び開催について（大分）

学術教育部長から議案について説明があった。審議の結果、日整主催の標記講習会について、平成31年３月30日及び31日に大分県柔道整復師会主管で開催する旨の申請を、承認可決した。

報告事項

① 職務執行状況報告書の提出のお願い
② 東京オリパラ組織委員会への要望書
③ 100周年／65周年に係る進捗等について
④ 全国会長会次第等について
⑤ 理事会議事録について
⑥ NHK「ラジオ深夜便」掲載記事（柔道整復師から学ぶコツコツ健康術）
⑦ 「ラジオ深夜便」購読手数料について
⑧ 都道府県少年柔道大会に係る産経表彰状について
⑨ 産経新聞（サンケイスポーツ）新規購読協力金について
⑩ 帰一賞の推薦について
⑪ 会費免除申請について
⑫ 日整柔道大会＆生涯学習講習会日程について
⑬ 「柔道整復療養費の手引き」の改訂について
⑭ 保険者の不適切な被保険者照会等に係る事例の取扱いの変更及びこれまでのとりまとめ結果等について
⑮ 優等卒業生表彰について
⑯ JIMTEF災害医療委員会委員派遣について
⑰ JIMTEF災害医療研修スキルアップコースに係るファシリテータについて
⑱ 日整柔道大会功労表彰について
⑲ 各部報告
（財務部）平成31年度予算作成準備資料（平成31年１月15日予算編成会議終了後）
（渉外部）日整トピック（平成31年１月発行号）

平成30年度　第７回理事会

開催場所	日本柔整会館２階大会議室
開催日時	平成31年２月28日（木）午後３時～午後6時25分
理事現在数及び定足数	現在数17名　定足数９名
出席者	理事17名中17名出席 工藤、萩原、松岡、豊嶋、三橋、石原、森川、富永、長尾、大藤、市川、川口、伊藤（述）、伊藤（宣）、原、林、和田
理事外の出席者	嶋谷監事、寺本監事、新井情報管理室長、山岡総務部員
議長	工藤会長
司会	三橋総務部長
開会の辞	松岡副会長
閉会の辞	萩原副会長

会議の概要

冒頭で議長が司会進行を総務部長に依頼し会議が開始された。最初に定足数を確認し、議事録署名人

は定款第39条に基づき工藤鉄男会長と嶋谷清、寺本欽弥 両監事とであることを確認した。

議　題

第１号議案　平成31年度事業計画（案）について

総務部長から標記について説明があった。審議の結果、原案を承認可決した。

第２号議案　「常置機関所管事項規程」改正について

総務部長から議案について説明があった。保険部に置かれていた「介護対策課」を廃止して、総務部に「地域包括ケア推進室」を設置することとした「常置機関設置規程」の改正（2018年９月27日理事会決定）に伴い、関連する「常置機関所管事項規程」の該当箇所について改正（2019年２月28日施行）する提案を、審議の結果、承認可決した。

第３号議案　平成31年度収支予算（案）について

財務部長から標記収支（損益）予算書と事業別予算内訳書等について説明があった。審議の結果、原案を承認可決した。

第４号議案　内閣府への平成31年度事業計画書等に係る提出書について

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、第１号議案および第３号議案で承認された事業計画書、収支予算書、そして資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を、本日の理事会議事録と併せて、内閣府に提出することを承認可決した。また、当該提出書類について軽微な修正がある場合で、基本的部分の変更を伴わないときは、その対応を担当部署に一任することを承認可決した。

第５号議案　内閣府への「変更届出書」の提出について

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、公１事業の中で新たに「各種教育研修セミナー等の開催（主催事業）」及び「各種スポーツ大会等支援事業（主催事業）」を追加（2018年11月29日理事会決定）することに係る、内閣府へ提出の「変更届出書」について、承認可決した。

第６号議案　47都道府県情報推進本部の立ち上げについて

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、「47都道府県情報推進本部」の立ち上げについて、提案どおり、承認可決した。なお、「47都道府県情報推進本部」とは、両副会長指揮のもと、電子請求のモデル事業となっている東京都の会長を本部長とし、日整総務部長、渉外部長および情報管理室長が担当となって、日整と都道府県柔道整復師会との情報交換（特に当面は、審査会の権限強化や電子請求の研究に係る内容）を速やかに行うことを目的とするもの。

第７号議案　通常総会開催の事前通知について

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、2019年６月23日（日曜日）正午から日本柔整会館において通常総会を実施する旨の事前通知を、日整から都道府県柔道整復師会あてに発信することについて、審議の結果、承認可決した。

第８号議案　会費未納者の除籍手続きについて

総務部長から議案について説明があった。現状の会費未納者を確認し、今年度末までに今年度分の会費納入がない会員を除籍することについて、審議の結果、承認可決した。

第９号議案　NHKラジオ深夜便 定期購読の更新等について

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、平成28年７月号から日整が「柔道整復師から学ぶコツコツ健康術」を連載している月刊誌「NHKラジオ深夜便」に係る次の定期購読（2019年７月号から2020年６月号）手続きに関する案内文を、日整から都道府県柔道整復師会あてに発信することについて、承認可決した。

第10号議案　トレーナー及び救護活動規程案について

財務部長から議案について説明があった。審議の結果、「救護及びトレーナー活動規程」（平成31年４

月１日施行)、「『救護及びトレーナー活動』に係る助成金申請要項（2019年度版)」および本件に係る日整から都道府県柔道整復師会あての通知文について、承認可決した。

第11号議案　優等卒業生の表彰について

涉外部長から議案について説明があった。審議の結果、各柔道整復師養成施設から推薦のあった平成30年度優等卒業生の表彰について、承認可決した。

第12号議案　「匠の技 伝承」プロジェクト開催概要等について

学術教育部長から議案について説明があった。審議の結果、(1）来年度の開催日程やタイムスケジュール概要について、(2）機能解剖に関しては外部講師とすべきか、を含め今後も検討していくことについて、承認可決した。

第13号議案　日整 研究倫理委員会規程等の見直しについて

学術教育部長から議案について説明があった。審議の結果、日整の「研究倫理委員会規程」（平成23年９月１日施行）の見直しについて、現在の社会の状況に即した規定となっているのかの確認を含め検討していくことを、承認可決した。

第14号議案　日整柔道大会の実施要項等について

事業部長から議案について説明があった。審議の結果、(1)2019年度に開催する日整全国少年柔道大会、日整全国少年柔道形競技会、日整全国柔道大会および全国柔道整復師高段者大会に係る実施要綱について、(2)日整全国柔道大会功労者（15回出場１名、10回出場３名を含め全26名)、第10回世界柔道形選手権大会「固の形」で優勝した２名（岐阜県　中山智史、林聖治）の表彰について、承認可決した。

第15号議案　産業別柔道大会への参加に係る検討について

事業部長から議案について説明があった。日整は、平成29年度から当大会への出場を見合わせており、平成31年度についても出場を見送ることは決定しているが、その後の参加の可否については必要があれば検討する場合がある旨を、審議の結果、承認可決した。

報告事項

① 職務執行状況報告
② 100周年／65周年に係る進捗等ついて
③ 選挙管理委員会　正副委員長について（深井伸之委員長、片岡祥二副委員長）
④ 代議員及び補欠代議員選出のお願いについて
⑤ 平成30年度末の在籍会員報告について
⑥ 理事会議事録について
⑦ NHK「ラジオ深夜便」掲載記事（柔道整復師から学ぶコツコツ健康術）
⑧ 全国国民年金基金との連携について
⑨ 第１回機能訓練指導員協会設立準備委員会報告
⑩ 平成31年度老人保健健康増進等事業の国庫補助協議（応募）について
⑪ 予算管理月報（１月分）
⑫「匠の技 伝承」プロジェクト　プレ開催報告
⑬「匠の技 伝承」ライブ配信及びオンデマンド配信について
⑭ 平成31年度日整学術大会開催に係る各県への通知について
⑮ 平成31年度学術派遣講師演題一覧
⑯ 平成30年度生涯学習ボランティア単位取得報告について
⑰ 第１回JIMTEF災害医療研修スキルアップコース受講者決定について
⑱ 会長会提出資料について
⑲ 各部報告

平成30年度 柔道整復療養費及び施術料金の実態調査

◆保険部◆

平成31年３月８日(金)に日本柔整会館で全国会長会が開催され、柔道整復療養費及び施術料金の取扱実態調査結果の報告を行いました。

1. 各集計結果の前提

・平成29年１月～12月の間に会員が受領した協会けんぽ、組合健保、国保、後期高齢及び共済組合の柔道整復療養費並びに労災保険の施術料金の給付について集計（患者の一部負担金を除く）
・国保は退職者医療を含む
・生活保護、自賠責保険及び実費による施術料金は含まない
・該当会員数は平成29年12月末日の施術所開設者数
・「割合」欄は小数点第２位を四捨五入

2. ブロック（地区）別比較　年間給付額の保険者別割合

ブロック名	会員数	年間給付額	協会けんぽ	組合健保	国　保	後期高齢	共済組合	労災保険
北海道	818	4,584,621,916	31.7	6.8	28.1	26.4	6.0	1.2
東　北	1,321	8,489,993,508	30.4	9.2	28.8	25.2	5.8	0.6
関　東	3,286	24,313,442,112	22.0	14.0	31.4	26.9	4.1	1.5
東　京	1,255	10,655,866,470	16.7	17.4	31.7	29.1	3.8	1.4
北信越	1,804	12,338,436,098	29.6	8.4	29.3	28.1	4.1	0.4
東　海	1,590	11,898,829,387	25.7	12.5	29.5	27.8	3.9	0.7
近　畿	1,414	11,453,334,554	26.2	9.8	31.4	27.2	4.6	0.8
大　阪	1,592	13,369,683,718	25.4	9.3	31.3	30.7	3.2	0.3
中　国	663	4,461,816,340	33.6	8.5	27.4	24.6	5.6	0.3
四　国	433	2,775,097,865	32.9	4.6	29.9	26.3	6.0	0.2
九　州	1,676	14,509,841,167	33.2	5.8	29.2	24.9	6.7	0.3
計	15,852名	118,850,963,135円	28.9%	9.3%	29.7%	26.4%	5.1%	0.7%

※端数整理の関係上、100.0%にならない場合があります

3. ブロック（地区）別比較　年間給付件数の保険者別割合

ブロック名	会員数	年間給付件数	協会けんぽ	組合健保	国　保	後期高齢	共済組合	労災保険
北海道	818	661,147	36.5	8.7	27.3	19.4	7.8	0.2
東　北	1,321	1,283,617	35.6	11.6	26.9	18.4	7.3	0.1
関　東	3,286	3,200,048	26.6	18.6	30.0	19.1	5.5	0.3
東　京	1,255	1,268,804	19.9	23.9	30.6	20.2	5.0	0.3
北信越	1,804	1,649,969	35.2	11.4	27.5	20.3	5.5	0.1
東　海	1,590	1,721,645	30.8	16.0	28.1	19.9	5.0	0.2
近　畿	1,414	1,649,504	30.2	12.8	30.2	20.8	5.8	0.1
大　阪	1,592	1,481,780	30.3	13.7	30.4	21.1	4.4	0.1
中　国	663	716,044	38.1	10.7	25.5	18.6	7.0	0.1
四　国	433	449,928	38.2	6.3	28.5	19.1	7.9	0.0
九　州	1,676	2,102,621	38.3	7.5	27.9	17.9	8.4	0.0
計	15,852名	16,185,107件	33.8%	12.1%	28.2%	19.2%	6.6%	0.1%

※端数整理の関係上、100.0%にならない場合があります

4. 日整会員数及び会員一人当たりの件数と金額の推移

	会員数	金額	件数	1件当たり 平均給付額	1人当たり 平均給付額	1人当たり 平均給付件数
平成26年	16,669人	140,167,113,007円	18,340,734件	7,642円	8,408,850円	1,100件
平成27年	16,305人	134,824,924,672円	17,839,055件	7,558円	8,268,931円	1,094件
平成28年	16,056人	127,106,417,462円	17,088,263件	7,438円	7,916,444円	1,064件
平成29年	15,852人	118,850,963,135円	16,185,107件	7,343円	7,497,537円	1,021件

5. 年間給付額別該当会員数

年間給付額	該当会員数	29年率	前年比	28年率	27年率	26年率
500万円未満	6,822	43.0%	+2.4%	40.6%	38.3%	37.0%
500万円超～1,000万円未満	5,269	33.2%	△0.4%	33.6%	33.5%	33.7%
1,000万円超～1,500万円未満	2,191	13.8%	△0.9%	14.7%	15.9%	16.3%
1,500万円超～2,000万円未満	859	5.4%	△0.7%	6.1%	6.7%	7.1%
2,000万円超～2,500万円未満	360	2.3%	△0.3%	2.6%	2.8%	3.0%
2,500万円超～3,000万円未満	147	0.9%	△0.1%	1.0%	1.2%	1.3%
3,000万円超～3,500万円未満	85	0.5%	△0.1%	0.6%	0.6%	0.7%
3,500万円超～4,000万円未満	39	0.2%	△0.2%	0.4%	0.4%	0.4%
4,000万円超～4,500万円未満	37	0.2%	±0.0%	0.2%	0.2%	0.2%
4,500万円超～5,000万円未満	17	0.1%	△0.1%	0.2%	0.1%	0.2%
5,000万円超	26	0.2%	±0.0%	0.2%	0.3%	0.2%
計	15,852人	99.8%		100.2%	100.0%	100.1%

※端数整理の関係上、100.0%にならない場合があります

6. 給付総額、給付総件数減少の要因

① 柔整師・施術所の増による競争激化
② 保険者の患者照会による受療抑制
③ 保険医療機関への患者の流出
④ 会員数の漸減

本調査にご協力いただきました都道府県柔道整復師会会長、会員各位ならびに事務局の皆様に心よりお礼申し上げます。

会務執行状況　平成30年12月～平成31年２月

日　整　関　係

平成30年12月

日付	曜日	会　議　等	出　席　者
1	土	福島県社団設立40周年記念式典等	工藤、松岡
1～2	土・日	機能訓練指導員認定柔道整復師講習会（東京都）	
2	日	千葉県社団設立60周年記念表彰式	工藤
4	火	業界説明会（朝日医療大学校）	松岡、富岡
5	水	渉外部会	
6	木	柔道整復保険連絡協議会	松岡、三橋、森川、伊藤、酒井、藤川、加藤弘幸
		保険部会	
7	金	業界説明会（仙台接骨医療専門学校）	芦澤、亀井
8	土	業界説明会（東洋医療専門学校）	徳山、川口
9	日	部長連絡会議	
		政策部会	
		総務部会	
		財務部会	
		保険部会	
		渉外部会	
		学術教育部会	
		事業部会	
		合同部会懇親会	
13	木	業界説明会（前橋東洋医学専門学校）	大藤、田村
		業界説明会（四国医療専門学校）	松岡、石原
14	金	業界説明会（専門学校沖縄統合医療学院）	宮城、豊里
		（第８回理事会：学校協会）	萩原
15	土	業界説明会（関西医療学園専門学校）	松岡
17	月	業界説明会（仙台医健・スポーツ＆こども専門学校）	櫻田
18	火	業界説明会（専門学校浜松医療学院）	横田
		業界説明会（大川学園医療福祉専門学校）	渡邊、渡辺
19	水	業界説明会（大宮医療専門学校）	大河原、髙橋
25	火	業界説明会（履正社医療スポーツ専門学校）	徳山、川口
26	水	（第５回国家試験出題基準検討委員会：研修試験財団）	三橋、長尾、森川

平成31年１月

日付	曜日	会　議　等	出　席　者
9	水	業界説明会（大阪行岡医療専門学校長柄校）	徳山、増井
		部長連絡会議	
10	木	業界説明会（東京柔道整復専門学校）	深井、金子、櫻井、狩野
11	金	業界説明会（帝京科学大学 山梨市キャンパス）	井出、金丸
		業界説明会（福岡天神医療リハビリ専門学校）	松岡
12	土	塚本倉一郎先生叙勲祝賀会（兵庫県新年祝賀会）	工藤
13	日	日整保険部関係の説明会（四国）	森川、伊藤
		宮城県新年祝賀会	萩原、豊嶋、三橋
		大阪府新年交歓会	工藤、松岡
15	火	予算編成会議	
		財務部会	
16	水	業界説明会（大阪府柔道整復師会専門学校）	徳山、川口
18	金	JIMTEF 災害医療委員会	隈本
19	土	業界説明会（福岡医健・スポーツ専門学校）	松岡
		（常務理事会：関東ブロック会）	
21	月	業界説明会（上武大学）	大藤、田村
		業界説明会（森ノ宮医療学園専門学校）	徳山、川口
24	木	理事会	
		業界説明会（日本体育大学医療専門学校）	浜口、金子
25	金	業界説明会（臨床福祉専門学校）	深井、櫻井
26	土	神奈川県新年賀詞交歓会	大藤
27	日	「匠セミナー」プレ開催	萩原、長尾
28	月	業界説明会（日本医学柔整鍼灸専門学校）	櫻井、金子
29	火	業界説明会（大分医学技術専門学校）	松岡、加藤和信、鎌田
30	水	業界説明会（鹿児島第一医療リハビリ専門学校）	松岡、橋口

平成31年２月

日付	曜日	会　議　等	出　席　者
2	土	保険部関係説明会（九州地区）	森川、伊藤
		業界説明会（呉竹鍼灸柔整専門学校）	田澤、曽我
5	火	業界説明会（赤門鍼灸柔整専門学校）	萩原、豊嶋、櫻田
7	木	（理事会：研修試験財団）	萩原、豊嶋
8	金	業界説明会（新潟柔整専門学校）	野田、丸山
11	月	埼玉県　創立97周年・社団設立70周年記念式典	工藤、萩原、松岡
12	火	選挙管理委員会	
13	水	部長連絡会議	
		学校協会との意見交換会	
14	木	（第５回あ、は、き、柔整等の広告に関する検討会）	三橋、松岡、新井
15	金	業界説明会（九州医療専門学校）	松岡、富永
		保険部会	
		（第９回理事会：学校協会）	萩原
16	土	JIMTEF 災害医療研修スキルアップコース	隈本
19	火	業界説明会（名古屋医専）	藤川、長谷川
25	月	業界説明会（東海医療科学専門学校）	森川、長谷川
27	水	財務部会	
28	木	（評議員会：研修試験財団）	萩原、三橋
		優等卒業生選考委員会	
		理事会	

※出席者の名前と役職を列記します

工藤……工藤日整会長
萩原……萩原日整副会長
松岡……松岡日整副会長
豊嶋……豊嶋日整政策部長
三橋……三橋日整総務部長
石原……石原日整財務部長
森川……森川日整保険部長
長尾……長尾日整学術教育部長
富永……富永日整渉外部長
大藤……大藤日整事業部長
伊藤……伊藤宣人日整理事
新井……新井日整情報管理室長
隈本……隈本日整特別諮問委員
曽我……曽我日整特別諮問委員
加藤和信…加藤日整特別諮問委員
櫻田……櫻田宮城県会長
芦澤……芦澤宮城県副会長
亀井……亀井宮城県監事
田村……田村群馬県専務理事
渡邊……渡邊埼玉県会長
大河原……大河原埼玉県副会長
渡辺……渡辺埼玉県副会長
髙橋……髙橋埼玉県専務理事
田澤……田澤神奈川県理事
井出……井出山梨県副会長
金丸……金丸山梨県理事
深井……深井東京都専務理事
浜口……浜口東京都理事
櫻井……櫻井東京都理事
狩野……狩野東京都理事
金子……金子東京都理事
野田……野田新潟県理事
丸山……丸山新潟県理事
酒井……酒井長野県副会長
横田……横田静岡県理事
藤川……藤川愛知県副会長
長谷川……長谷川愛知県副会長
徳山……徳山大阪府会長
川口……川口大阪府副会長
増井……増井大阪府副会長
富岡……富岡岡山県会長
加藤弘幸…加藤広島県副会長
鎌田……鎌田大分県副会長
橋口……橋口鹿児島県副会長
豊里……豊里沖縄県理事
宮城……宮城沖縄県理事

ご卒業おめでとうございます！

平成30年度　柔道整復師養成学校　優等卒業生
公益社団法人日本柔道整復師会より表彰状を贈呈しました

学校名	優等生氏名	学校名	優等生氏名
北海道柔道整復専門学校	中村　武彦	東海医療科学専門学校	西浦　恭祐
北海道メディカル・スポーツ専門学校	中老田佳奈	名古屋医健スポーツ専門学校	家苗　　蒔
日本工学院北海道専門学校	黒川　俊光	甲賀健康医療専門学校	谷口　颯霞
札幌スポーツ＆メディカル専門学校	坪島　永宝	京都医健専門学校	梶田　崇徳
盛岡医療福祉専門学校	山本　理左	兵庫柔整専門学校	小林　智也
仙台接骨医療専門学校	牧野　陽紗	関西医療学園専門学校	薮内　麻衣
赤門鍼灸柔整専門学校	佐々木明日実	大阪行岡医療専門学校長柄校	青木季美子
仙台医健・スポーツ＆こども専門学校	會田玲於奈	明治東洋医学院専門学校	川口　泰成
福島医療専門学校	大内　　歩	履正社医療スポーツ専門学校	阿萬田旭哉
前橋東洋医学専門学校	半田　俊平	近畿医療専門学校	大塚　眞人
育英メディカル専門学校	横澤かおり	大阪医専	宇賀治将己
大川学園医療福祉専門学校	滝田　香織	大阪ハイテクノロジー専門学校	井場　水都
呉竹医療専門学校	神山　誠二	東洋医療専門学校	西　　直樹
大宮医療専門学院	大熊　芳宗	大阪府柔道整復師会専門学校	藤原　和輝
呉竹鍼灸柔整専門学校	前嶋　一輝	朝日医療大学校	上村　拓海
横浜医療専門学校	岩崎　史香	IGL医療福祉専門学校	下井　雄太
日本柔道整復専門学校	小野　櫻純	朝日医療専門学校広島校	髙橋　俊也
東京柔道整復専門学校	本間　亮平	四国医療専門学校	高橋　周一
東京医療専門学校	上野有芽紗	河原医療福祉専門学校	青野　正治
日本体育大学医療専門学校	池上　咲良	福岡医療専門学校	中野美保子
日本医学柔整鍼灸専門学校	今村　貴史	福岡医健・スポーツ専門学校	吉田　　海
了徳寺学園医療専門学校	陣野原尭之	福岡天神医療リハビリ専門学校	撰田　優人
中央医療学園専門学校	佐藤　　愛	九州医療専門学校	有馬　忠寛
日本工学院八王子専門学校	秋田　雄大	大分医学技術専門学校	工藤　和貴
日本健康医療専門学校	東　　紀幸	今村学園ライセンスアカデミー	福嶋　善弘
関東柔道整復専門学校	原　　文乃	鹿児島第一医療リハビリ専門学校	筧　　祐輔
新宿鍼灸柔整歯科衛生専門学校	田島　幸裕	専門学校沖縄統合医療学院	幸地　美咲
臨床福祉専門学校	嶋崎　義起	専門学校琉球リハビリテーション学院	島袋　裕矢
北豊島医療専門学校	大文字　颯	SOLA沖縄保健医療工学院	知名　朝哉
新潟柔整専門学校	瀧山　文太	上武大学	金子　萌菜
信州医療福祉専門学校	栗岩　涼太	帝京平成大学 千葉キャンパス	鈴木ひとみ
北信越柔整専門学校	真田　菜生	了徳寺大学	高橋　　薫
専門学校浜松医療学院	江間　大智	帝京科学大学 山梨市キャンパス	菊池　友香
専門学校白寿医療学院	佐野　太昭	帝京科学大学 千住キャンパス	山口　淳哉
静岡医療学園専門学校	鈴木　隆之	帝京短期大学	髙田　隆右
専門学校中央医療健康大学校	鈴木　雄大	東京有明医療大学	野島　秀介
米田柔整専門学校	木全　　梓	常葉大学　浜松キャンパス	本杉　　涼
中和医療専門学校	白崎　海渡	明治国際医療大学	檀上　達栄

第46回 日整親善ゴルフ大会 開催のご案内

主催　日整親善ゴルフ愛好会　　主管　日本柔道整復師協同組合

1．開 催 日

2019年 9 月22日（日曜日）雨天決行

2．ゴルフ場

サンコー72カントリークラブ

3．住　　所

〒370−2131　群馬県高崎市吉井町岩崎2179

電話027−388−2800　FAX027−388−2072

4．アクセス

【電車】
東京から新幹線で高崎まで55分。 高崎駅からタクシーで約10分。

クラブバスあり（要予約）

実施要領・競技内容

コース

東（赤城－榛名－妙義）

西（高崎－岩平－吉井）

競技方法

18ホール・ストロークプレー（新ペリア方式）

ティーマーク：一般の部（ホワイト）

シニアの部（ゴールド）

レディースの部（レッド）

スタート時間

東コース	7 ：30スタート
西コース	7 ：30スタート

表　彰

団体戦
各都道府県別上位 4 名のトータル成績（ネット）
個人戦
ネットの部、グロスの部、シニアの部、レディースの部、ドラゴン賞、ニアピン賞、飛び賞など豪華賞品

集合時間

スタート40分前までに受付をしてください。

夕食会・宿泊

2019年 9 月21日（土曜日）午後 6 時から

「サンコー72C.C ホテル」　8 階大ホール

会　費

①参加費	10,000円
②プレー費	13,500円（キャディー付き）
	10,000円（キャディーなし）
③宿泊費（朝食付き）	5,400円（シングル）
	4,320円（ツイン）
④夕食会費	7,000円

（グリーンフィ、キャディーフィ、カートフィ、昼食代、パーティー代、諸経費、諸税込）

＊割引　65歳以上 350円、70歳以上　700円（但し、当日、受付時に免許証等提示し申請してください。）
＊キャディーの数に限りがあるため、セルフプレーが主になります。
＊飲物及び個人消費代は各自ご負担ください。

申込・問合せ先

日本柔道整復師協同組合

〒110−0007　東京都台東区上野公園16番 9 号

電話　03−3821−3511　　FAX　03−3822−2475

＊申込用紙は、日本柔道整復師協同組合ホームページ（http://www.niseiuni.com/）からダウンロードしてください。

振込先

振込銀行	みずほ銀行稲荷町支店
口座番号	普通口座　5518394
口座名義	日本柔道整復師協同組合

お願い

お申し込み、ご送金は、各都道府県にて一括お取り纏めのうえお願いいたします。

締切日

2019年 8 月 5 日（月曜日）正午（定員200名）

その他

参加申込をいただいた方には、 2 週間前ごろにスタート表などのご案内をお送りいたします。

地域医療へのいっそうの支援充実が期待される

平成31年３月９～10日、茨城県つくば市において第41回関東学術大会茨城大会が開催されました。

日整・工藤会長

初日夕から「オークラフロンティアホテルつくば」で開催された開会式では、まず主催者を代表して工藤鉄男日整会長が挨拶。続いて主管県の竹藤敏夫茨城県会長より歓迎の挨拶がありました。

茨城・竹藤会長

その後、大井川和彦茨城県知事、五十嵐立青つくば市長、衆議院議員を代表して永岡桂子文部科学副大臣、岡田広参議院議員、上月良祐参議院議員、木村義雄参議院議員、福元俊成茨城労働局長からそれぞれご祝辞をいただきました。伝統ある学術大会の発展と柔道整復師が今後、地域医療推進に努めることへの期待など、身の引き締まるお話をうかがいました。

その後に開かれた夕食会の席では、ご来賓の方々との相互交流が和やかに行われました。

内閣府・横田参事官補佐

翌10日は午前から「つくば国際会議場」において学術大会が開催されました。冒頭、主催者を代表して工藤会長が挨拶をし、続いて内閣府地方創生推進事務局参事官補佐・横田清泰氏による「地方創生と社会保障制度について」と題した講演が行われました。その中で、柔道整復師がその知識と技術を生かし、各種スポーツ大会の救護活動や地域住民の健康管理、介護現場での機能訓練指導など地域包括ケアシステムの一員として活動していくことに期待するとのお話がありました。柔整師のそうした活動への参入については、住みやすい地域環境確保につながるため国としても努力するとの心強いコメントもいただきました。

続いての基調講演では、工藤会長による、「予見する力・構想する力・実行する力－時代の潮流における『潮目』を読んで－」と題したお話がありました。そこでは柔道整復師が歩んで来た近年の状況や取り巻く環境、災害現場における被災者救護のあり方、施術管理者の要件、施術管理者研修など、これまでのこの業界の流れや日整の考え方などについてわかりやすくお話しいただきました。

日整・三谷特別諮問委員

その後、休憩・昼食をはさんだ午後の部では、公益社団法人日本柔道整復師会特別諮問委員・三谷誉氏による介護保険に関する講演「柔道整復師と地域包括ケアシステム－2018柔道整復師と介護予防－」が行われ、地域包括ケアシステムなどについて詳細な説明をいただきました。

続いて、関東各県代表より、以下の研究発表が行われました。

第１発表　「中足骨骨折に対する非ギプス固定での保存療法」
山梨県　河野　泰山

第２発表　「アキュスコープと運動療法を用いた腓骨神経麻痺を伴う足関節捻挫の一症例」
神奈川県　田代　昌孝

第３発表　「柔道着の帯を使用した骨折整復法について」
千葉県　佐々木和人

第４発表　「肘部管症候群の症例」
栃木県　倉井　康雄

第５発表　「成長痛の症例報告」
埼玉県　大瀧　　晃

第６発表　「指伸筋腱脱臼の１症例」
群馬県　田中　則光

第７発表　「中学生野球競技者の肘痛既往と徒手検査及びエコー所見との関係」
茨城県　柴崇　将志

それぞれ丁寧な説明と質疑応答がなされ、意義のある時間となりました。

最後に発表者に表彰状及び記念品が贈呈され、２日間にわたる学術大会は無事終了しました。

閉会の辞は、次期開催県である公益社団法人群馬県柔道整復師会の大藤忠昭会長よりいただき、第41回関東学術大会茨城大会は盛会のうちに終わりました。

（(公社)茨城県柔道整復師会広報部長　黒澤　玄）

健康長寿の医者が教える
人の名前が出てこなくなったときに読む本

私たちの体は、加齢とともに全身的な老化が起こります。脳も例外ではありませんが、こと精神機能については身体機能の低下とは異なり、いくつになっても成長を続けることが期待できるそうです。これは、発達心理学における生涯発達の理論でも認められています。

とは言え、老化による認知機能の低下はどうしても起こりやすくなります。なかでも不安なのは、それが認知症へと進行することでしょう。例えば「朝食メニューを思い出せない」など、ある出来事の一部を忘れるのは単なる物忘れですが、朝食を食べたこと自体を忘れてしまうのは認知機能の低下、つまり認知症の症状だといわれています。

記憶力の低下防止には、脳内ホルモンの一種であるオキシトシン（別名：幸せ・愛情・信頼ホルモン）分泌を促すことが有効といわれています。そしてその方法は、「小さな親孝行で実践できる」と本書では結ばれています。介護する側の人としての在り方をも示唆してくれる一冊で、読後感も爽やかです。

柔道整復師である皆さんは「認知症サポーターキャラバン」の養成講座を受講するなど、知識を深めておられることと思いますが、少し視点の違う本書なら、この病気への理解をより深めることができるでしょう。おすすめの一冊です。

著　者　松原英多
発行社　KKロングセラーズ
定　価　本体1,000円＋税
2018年4月1日　第一版発行
ISBN978-4-8454-5013-8

学術教育部
米田 博伸

日整HP「インフォメーション」からご覧いただけます

Information

http://www.shadan-nissei.or.jp/info/index.html

インフォメーション
のHPはこちら

全国の公開講演会・学術大会・公益ボランティア活動報告

国民のため、地域住民のため、患者さんのため公益活動をしてまいります

都道府県名	開催年月日	事業名・URL
北海道	平成31年 2月17日(日)	第32回北海道柔道整復専門学校卒後教育講演会 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/249/1/1.pdf
石　川	平成31年 3月2日(日) 3月10日(日)	第4回北陸タグラグビーフェスタ勧進帳CUP　ケア活動 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/249/19/1.pdf 能登和倉万葉の里マラソン　ケアサポート活動報告 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/249/19/2.pdf
京　都	平成30年 11月3日（土・祝） 平成31年 1月から	京都市体育振興会連合会第30回スポーツフェスティバル救護活動 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/249/26/1.pdf デイサービスセンターで機能訓練指導 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/249/26/2.pdf
大　阪	平成30年 11月23日（金・祝）	「高石健幸フェスティバル」に参加 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/249/30/1.pdf
愛　媛	平成30年 12月9日(日)	「第11回健康公開セミナー」 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/249/37/1.pdf
熊　本	平成31年 2月17日(日)	熊本城マラソン2019キュア・ケアサポート活動報告 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/249/44/1.pdf

※「日整フォーラム（都道府県だより）」は名称を「インフォメーション」に変更しHPに移動しました。

日整文芸

（作品は1人3首〈句〉までといたします）

【短歌】

福岡県　山下　智章

飛梅の匂ひ届きて太宰府へ
神の梅雲心地良き空

丈夫の師霊は御子守護し
あしき心は揮はず消ゆる

旅立てば故郷を想ふ空ありて
花鳥風月似合ふ空かな

【俳句】

群馬県　鈴木　乗風

馬酔木

奈良・長谷寺
まほろばの馬酔木盛りの磴歩む

奈良・東大寺周辺
馬酔木咲く木漏れ日受くる築地塀

京都・八坂
かぎろひの春の八坂や鐘いづこ

福井県　田上　滋良

雪解川

雪解川日本海をも持ち上げし
しゃぼん玉小さな世界あるような
陽炎の中で忍者になりもして

【川柳】

北海道　阿部　篤夫

北の海イカが不漁で業者泣く
オホーツク流氷去って鯨（くじら）くる
知床も海温上りブリ上る

石川県　東　勝一

赤っ恥日々を重ねて今の僕
青二才ヒヤリハットでぬきんでる
Ｇｒａｚｉｅその一言で国際人

〈一般投稿〉

【短歌】

奈良県　長谷川　治三郎

景色

初霜やいてつく野菊耐て咲
小鳥は日射群を作りて

秋雲（しゅううん）・久方（ひさかた）に見る青空に秋になびくわ
色柔（いろやわら）かに

秋深く花に変りて落葉にや
満観（まんかん）の色風情（ふぜい）を出しぬ

「日整文芸欄では一般の方々からの投稿を募集しております」

渉外部

日整文芸は、会員の方に加え、一般の方々からも「短歌」「俳句」「川柳」を募集します。一般の方の投稿は、日本柔道整復師会会員を通じて、都道府県名、紹介会員名および連絡先、作品提出者名を明記の上、ご応募してください。

日整文芸を通じて読者の皆様とよい交流の場となればと願っております。

作品は会員と同じく１人３首〈句〉までといたします。多くのご応募をお待ちしております。

宛　先　〒110-0007　東京都台東区上野公園16番９号
公益社団法人　日本柔道整復師会渉外部
TEL：03-3821-3511　FAX：03-3822-2475
E-mail：kouhou@shadan-nissei.or.jp

四　季　の　風

タスキをつないできた先達に感謝

31年前の春、私は柔道整復師養成学校卒業後の５年間の研修期間を終え、借家で接骨院を開業しました。開業初日に、変形のひどい橈骨遠位端の骨折患者が来院しました。この患者さんは注射や手術が嫌いな方で、看板に接骨と書いてあるので手術をしないで治してもらえるかもしれないと期待されて当院を受診されたとのことでした。

さっそく家内に助手になってもらい慎重に整復固定の施術を行いました。そして様子を見ながら進めた後療法もとてもうまくいき、予定より早く職場復帰されました。現在56歳になられたその患者さんには今でも「接骨院で、手術をしないで骨折を治してもらえた」と感謝されています。

私が５年間の研修時代にお世話になった尊敬する恩師は、完璧主義でとても厳しい方でした。骨折の整復は正確で、その固定方法は教科書には載っていない独自の工夫による、より短期での治癒が考えられていました。また倫理観を大変重んじる方でもあり、研修では常に接遇、施術の見方や考え方など、患者さんの利益を第一に考える「利他の心」を技と共に学びました。このような優れた柔道整復師のいる接骨院でしたから、骨折患者が救急車で運ばれてくるほど、日々、骨折、脱臼の患者さんが多く来院していました。大変恵まれた環境で研修できたために、私は研修中の５年間で多くの経験を積むことができたのです。

開業初日からしっかりと骨折を整復固定でき、その後31年間、開業し続けてこられたのも、この研修先の尊敬する恩師をはじめ、多くの方々の導きのおかげだと現在でも感謝に堪えません。私の恩師もまた先達から技を受け継ぎ、それを大変な努力によりさらに発展させてきたのだと思います。そしてその精神とともに後進へと伝承されてきたのだと思うと、とても感銘を覚えます。

３月に催された柔道整復術公認100周年記念祝賀会は、この業界を守り続けて、発展させてこられた多くの方々に、改めて感謝をする場となりました。

この４月より、これまで受け継がれてきた柔道整復術のタスキを未来につなぐ「匠の技 伝承」プロジェクトがいよいよスタートしました。これまで待ち望んだ人も多く、日整の会員で良かった、との声も上がっています。同時に日整による「学生応援サイト」もスタートしました。未来の柔道整復師にこれまでの施術や活動、さらにテーピング・ストレッチ・包帯法動画、超音波観察、国家試験問題集など有益な情報を提供していく予定です。

日整が新たに始めたこれらのプロジェクトにより、100年をかけて研鑽を積んできた柔道整復師の技と精神が、いっそう進んでいくことを心から願っています。

涉外部　山田俊志

令和元年5月20日発行
公益社団法人　日本柔道整復師会
〒110-0007 東京都台東区上野公園16－9
電 話 (03)3821-3511（大代表）
発 行 人　工 藤 鉄 男
編 集 者　富 永 敬 二
制作・印刷所　東京リスマチック株式会社

公益社団法人 日本柔道整復師会の皆さまへ

日本柔道整復師会総合賠償保険

＜柔道整復師特別約款・施設所有（管理）者特別約款＞

昭和 47 年より日本柔道整復師会の会員の皆さまを柔道整復業務にかかわる事故からお守りしています。

保険期間：毎年 11 月 1 日から 1 年間（中途でもご加入頂けます）

【特徴】

- 日本柔道整復師会と三井住友海上とが会員の皆さまのために開発した保険です。
- 地域支援事業における介護予防事業に従事中の事故も補償いたします。
- 患者様が施術所内でのケガにより通院された場合の患者様へのお見舞金等も補償いたします。
- 鍼灸師オプションを追加する事で、鍼灸師業務（はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧業務）を遂行中の事故も補償いたします。（追加保険料が必要となります）
- 【NEW】「個人情報漏えい」の賠償事故等を補償するオプションを追加いたしました。

団体長期障害所得補償保険（GLTD）・所得補償保険

最長 70 才に達した日まで病気・ケガでの休業等による収入減を補償いたします。

保険期間：毎年 8 月 1 日午後 4 時から 1 年間（中途でもご加入頂けます）

【特徴】

- 業務中・業務外を問わず病気・ケガで就業障害・就業不能となった時の収入減を補償します。
- 保険料はそれぞれ下表の割引が適用されており、個人でご契約されるよりお得です。

保険種類	団体割引率(注1)	損害率による割引(注2)	合計割引率
団体長期障害所得補償保険（GLTD）	15%	—	**15%**
所得補償保険	20%	40%	**52%**

（注１） 前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増引率が適用されます。
（注２） 損害率により、毎年割引率が見直しされます。
上記割引率は平成 30 年 8 月 1 日に保険期間を開始した契約のものです。

※この内容は保険の特徴を説明したものです。詳しい内容については、専用パンフレット「日本柔道整復師会総合賠償保険のご案内」「日本柔道整復師会団体長期障害所得補償保険（GLTD）・所得補償保険・団体総合生活補償保険（MS&AD 型）のおすすめ」をご参照いただくか取扱代理店または三井住友海上の営業店にお問い合わせください。

＜団体窓口＞
公益社団法人日本柔道整復師会 事務局 TEL:03-3821-3511

＜引受保険会社＞
三井住友海上火災保険株式会社
広域法人部営業第一課
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1
TEL:03-3259-6692 FAX:03-3259-7218

＜主要取扱代理店＞
株式会社ウーベル保険事務所
〒104-0041 東京都中央区新富 2-4-5 ﾆｭｰ新富ﾋﾞﾙ 8F
TEL:03-3553-8552 FAX:03-3553-8553

B18-101329 使用期限 2019 年 8 月 1 日

日本柔道整復師協同組合の皆さまへ

診療所の看板がはずれてとなりの家の窓ガラスを壊してしまった

診療所のパソコンに入っていた個人情報が流出した

シャボン玉のように次々と沸き上がる心配事

ゴルフでホールインワンを出したらうれしいけど…

灸治療中に誤って火傷をさせてしまった

温熱治療中に誤って火傷をさせてしまった

施術中に誤って患者さんにケガをさせてしまった

従業員が患者さんとぶつかってケガをさせてしまった

子供が学校でいじめにあったらどうしよう

いろんな保険に入りたいけど月々の支払いが心配

割引されないかな

交通事故でケガをしてしまったら

親の介護について考えなくては

自分が病気やケガをした時の入院費や治療費が心配

入院して働けなくなってしまった時の生活費は…

そんなあなたのさまざまなお悩みにお応えするには

新・柔道整復師賠償責任保険

柔道整復師総合補償制度

へのご加入をおすすめします!

※1 新・柔道整復師賠償責任保険は柔道整復師賠償責任保険、個人賠償責任保険、個人情報取扱事業者保険のペットネームです。
※2 柔道整復師総合補償制度は所得補償保険、医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険、交通事故傷害保険、団体長期障害所得補償保険、ゴルファー保険のペットネームです。

この内容は概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせください。

【本件に関する問い合わせ先】

〈取扱代理店〉

アームリンク株式会社（担当：小林、米田）

〒371-0844　群馬県前橋市古市町1-43-6　真塩ビル2F
TEL. 027-255-3233　FAX. 027-280-4659
営業時間　平日午前9時～午後17時

〈引受保険会社〉

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

団体・公務開発部第二課
〒160-8338　東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL　03-3349-5402 / FAX　03-6388-0161
営業時間　平日午前9時～午後17時

（SJNK18-17321,2019.03.14）

伝統と歴史を刻み、進化する未来へ。

呉竹学園は、
時代に適応した人材を育成し、
社会に貢献する努力を続けます。

設置学科

鍼灸マッサージ科
鍼灸科
柔道整復科
鍼灸マッサージ教員養成科

学校法人
呉竹学園
Established 1926

https://www.kuretake.ac.jp/

東京医療専門学校

〒160-0008　東京都新宿区四谷三栄町16-12　TEL:03-3341-4043

伝統医療と現代理論の融合

東京医療専門学校は、十分な知識・技術を持った上で
柔軟な思考のできる懐の深い医療人の育成を目指します。

呉竹鍼灸柔整専門学校

〒222-0033　神奈川県横浜市港北区新横浜2-7-24　TEL:045-471-3731

社会の信頼と尊敬を得る医療人の育成

呉竹鍼灸柔整専門学校は、人格形成に力を注いだ教育により
社会の信頼と尊敬を得る医療人を育成します。

呉竹医療専門学校

〒330-0854　埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-185-1　TEL:048-658-0001

社会ですぐに活躍できるあなたになるために

呉竹医療専門学校は、医の東西を問わず十分な知識と技術を備え
全人的医療を施すことのできる医療人を育成します。

がん保険は集団取扱がございます。

＊アフラックのがん保険に個別でご加入済みの方も、集団取扱へ変更ができます。

≪アフラックの医療保険≫

【お問い合わせ先】

募集代理店 **株式会社アイビージェイ** 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-15-5 DSビル4F

携帯・PHS OK **0120-5931-98** 営業時間 平日（月～金）9:00～17:00

国際保険株式会社は、2019年1月1日より株式会社アイビージェイに社名変更いたしました。

引受保険会社 Aflac アフラック

東京総合支社 東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウエスト17F
当社保険に関するお問合せ・各種お手続き コールセンター 0120-5555-95

柔道整復師向けレセプト発行システム

三四郎くんは、日本全国で最も多く使われている接骨院・整骨院専用のレセコンです！

他社からのデータ移動もお任せ下さい！

※一部ご希望に添えない場合があります。

保険証入力画面 ▲
傷病通院入力画面 ▶

使い勝手の良い操作性はもちろん、療養費改正等の保険改正にすばやく対応。迅速サポートでご好評を頂いている『三四郎くん』は、常に進化を続ける信頼と実績の事務管理ソフトです。

HS-2200 ライトプラン

キャンペーン中

特別価格にてご提供致します！

詳しくは担当営業にお尋ね下さい。

医療機器認証番号：
225AHBZX00034
製造販売元：
本多電子株式会社

東京ショールーム・SSB研修センター

東京都千代田区神田三崎町2-7-10
帝都三崎町ビル 7F

大切な超音波画像をUSBメモリで簡単取り込み・保存できます！

超音波画像観察装置 ラインナップ

骨・軟骨・筋・腱・靭帯などがリアルタイムに観察できます。

※その他、様々な機種を取り揃えております。

Viamo c100
医療機器認証番号：
228ACBZX00020000
製造販売元：
キヤノンメディカルシステムズ株式会社

ARIETTA Prologue SE
医療機器認証番号：
227ABBZX00109000
製造販売元：株式会社日立製作所

SONIMAGE HS1
医療機器認証番号：
226ABBZX00051000
製造販売元：コニカミノルタ株式会社

デモンストレーション
好評受付中！

SSB 株式会社 エス・エス・ビー

WEB | https://www.sanshiro-net.co.jp/

本 社 | 〒305-0853 茨城県つくば市榎戸748-2 沼尻産業ビル
TEL 029-839-0346 / FAX 029-838-0874

営業所 | 東京、札幌、青森、仙台、北陸、北信越、名古屋、関西、中国四国、福岡、鹿児島

最新柔整情報が読める！！柔整ホットニュース
▶▶▶ http://www.jusei-news.com

Judo Therapist Code of Ethics

Widely recognized as a part of Japan's national medical system, Judo therapy has been passed down from generation to generation. With the aim of continuing the tradition and practice into the future, the following code outlines the philosophy of the practitioners of Judo Therapy, as wells as its ideals and goals.

1. Practitioners of Judo therapy shall carry out their work with pride and responsibility, persisting in compassionately aiding humanity through their work.
2. Practitioners of Judo therapy shall endeavor to nurture the people as role models of the nation, while cultivating the spirit of Judo, as they have since the ancient times.
3. Practitioners shall endeavor to value cooperation and respect focusing on their work without acting above or below their positions.
4. Practitioners, while continuously striving for the improvement of the esteemed techniques in the study, they will treat their patients with earnestness, sincerity, and in good faith.
5. With this code, they will honor their entrusted duties, strictly keeping the confidential information obtained in the course of this business, and with all their effort, in the recovery of the patient regardless of race, religion, sex, and any other social status.

June 14 1987

柔道整復師倫理綱領

国民医療の一端として柔道整復術は、国民大衆に広く受け入れられ、民族医学として伝承してきたところであるが、限りない未来へ連綿として更に継承発展すべく、倫理綱領を定めるものとする。ここに柔道整復師は、その名誉を重んじ、倫理綱領の崇高な理念と、目的達成に全力を傾注することを誓うものである。

1、柔道整復師の職務に誇りと責任をもち、仁慈の心を以て人類への奉仕に生涯を貫く。

2、日本古来の柔道精神を涵養し、国民の規範となるべく人格の陶冶に努める。

3、相互に尊敬と協力に努め、分をわきまえ法を守り、業務を遂行する。

4、学問を尊重し技術の向上に努めると共に、患者に対して常に真摯な態度と誠意を以て接する。

5、業務上知りえた秘密を厳守すると共に、人種、信条、性別、社会的地位などにかかわらず患者の回復に全力を尽くす。